

奈	吉	宇	南	北	高	宇
良	野	智	葛	葛	市	陀
			城	城		
市	郡	郡	郡	郡	郡	郡

四、七四七	二、四四二	一、〇一一	一、三六四	三、一六二	一、九六二	七二〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----

四〇・一	一一・七	一八・四	二一・九	二二・一	二一・四	九〇	一七六
------	------	------	------	------	------	----	-----

二九 治 水

本縣の主なる河川は、大和川並其の支川及紀の川水系の吉野川、熊野川水系の十津川と北山川、淀川水系の名張川等で、大和川は本縣西北部を西に流れて大阪府に入り、又名張川は木津川の上流で本縣の宇陀川となり、縣の東北部を北に流れて京都府を経て大阪府に入り共に大阪灣に注ぐ。吉野川は紀の川の上流で縣の中央部を西に流れて和歌山に入つてゐる。十津川は縣の西南地方、北山川は東南地方を南流して和歌山に入り合流して熊野川となり太平洋に入る。其の流域は、大和川は主として縣の平坦部即ち大和平野に流域を占め、源を磯城郡上之郷村、初瀬町地方に發し其の流域は約四十五方里、名張川は宇陀郡に發し縣内の流域は約四十六方里、吉野川は吉野郡北部に流域を占め源を大臺ヶ原山に發し縣内の流域は約五十二方里である。而して大和川は灌漑河川として最も重要な關係を有し、之に亞ぐものは名張川である。

吉野川、十津川、北山川は地勢上灌漑の利用なく、従つて處々に水力電氣の經營と筏木流通の利便がある。

大和川を除く其の他の河川は概ね山隘を流下せる山脚自ら保堤を爲し、或は沿岸一般に河底よ

り高いから、洪水氾濫の害は極めて少なく、又流域内山地多き爲自然的に水源涵養せられ、降雨出水は調節し其の出水は比較的急激でないが、大和川は其の源に山地比較的狭少な爲、常に流水枯渇の状態で降雨の場合は出水急激に來り、加ふるに各本支川は河底高き爲め洪水氾濫の度を高め一層の惨害を醸すことが多い。

文化八年六月以來今日迄の水害度數十五回、何れも縣下各河川に亘り相當の被害あり、大災害は普通十年若くは二十年目毎に一回襲來するを例としてゐる様である。最近の大なるものは明治三十六年、大正六年及昭和五年の水害である。

縣に於ては之等災害の防止對策とし水防施設規程、水防委員設置規程、水防委員職務規程、水防設備費補助規程、治水施設愛護獎勵獎規程等を制定して、之が施設の完備に萬全を期してゐる。尙大和川の改修に關しては、昭和六年流域關係一市十七町五十ヶ村を一丸とする大和川本支川改修期成同盟會を組織し、非常災害防止に努力する一面、中央當局に之が根本改修を要望したる結果、第七十回帝國議會（昭和十一年度通常）に於て、四百六十四萬五千圓（大阪府の分を含む）を掲上、昭和十二年度より十五ヶ年の繼續事業として、先づ之が下流部の根本改修を内務省に於て行はれる事となつたのは喜ばしいことである。

三〇 警察

警察官署及警察職員 輓近社會機構の複雑化するに伴つて、警察事務も益々繁劇の度を加ふるに至つたので、之が事務を執掌する警察官吏の定員も年々増加されてゐる。

昭和十一年末に於ける本縣警察官吏定員は總數五百四十四人、之に對して同日の現在員は總數五百四十三人で、警視以下の内譯は警視三人、警部二十七人（兼任者五人を含む）警部補三十六人、巡查部長九十人巡查三百八十六人である。

而して之等警察官吏の配屬すべき警察署は十八にして、其の下に警部補一、巡查部長十一、巡查十の各派出所、百九十六の巡查駐在所及請願に依る巡查派出所八が設けられてゐる。

尙巡查定員（警部補を含む）一人當の世帶數及人口市部百二十七世帶、六百二人、郡部は二百六十四世帶、千三百三十一人となつてゐる。

犯罪 縣下に於ける昭和十一年中の犯罪發生總件數は一萬九千七百八十四件にして、その内譯は刑法犯八千六百三十一件、警察犯處罰令千四百九十九件、縣令違犯四千九百七十四件、其の他の法令違犯四千七百六十件となつてゐて、一日平均五十四件宛發生した勘定である。

今刑法犯の内主なるものを觀れば詐欺恐喝罪の二千六百六十八件、強竊盜罪の二千二百六十一件（内強盜及同傷人三十件）横領罪の二千八百八十二件等の所謂財産上の犯罪にして、殺伐の氣を帯びた悪質なものとしては放火の八件、殺人罪（嬰兒殺を含む）の九件、同未遂罪の十二件、傷害罪の二百二十九件、同致死の九件等が數へられる。

尙既往五ヶ年の刑法犯に就き之を主なる種類別に觀れば次の通である。

	昭和七年	同八年	同九年	同十年	同十一年
強盜	八	三	一六	三	三〇
竊盜	二、一七〇	二、一〇三	二、五五一	一、九一九	二、三三二
詐欺、恐喝	三、三三三	三、五九九	二、二一六	二、二六五	二、六六八
横領	一、六七〇	一、九六六	二、〇四四	二、〇五一	二、一八二
賭博	二九一	五八六	一、二一九	四八六	四三五
暴行、傷害	二五六	二四〇	二七五	二五五	二五九
殺人	二七	一三	二一	一〇	九
放火	一三	九	一五	一三	八
その他	八〇六	一、三七〇	一、四四四	一、二六九	八一九
備考	強盜中には同傷人を、傷害中には同致死を、殺人中には嬰兒殺を何れも包含せり。				

消防 一朝出火の際身を挺して消火に當る公設消防組は、昭和十一年末に縣下で百六十を算へ、之に屬する組員は總數一萬九千六百六十六人にして、その内譯は組頭百六十人、小頭千七百二十八人、消防手一萬七千二百七十八人である。

而して一方組員の活動に必要な機械器具は、年と共に改善整備されつゝあつて十年前のそれと比較すると昔日の感が深い。

消防機械及豫算

昭和元年	昭和十一年	自動車ポンプ	オートバ イポンプ	ガソリンポンプ	腕ポンプ	消防ニ關スル豫算額
一	一	一	一	四	二四	三、三三七
一	一	一	一	二五	二八〇	九、九八四

火災 地震、雷、火事、親爺と昔から恐いものゝ一つとされてゐる火災（家屋）は、昭和十一年中に縣下で百三十度の發生を見たが、この内他へ延焼した度數は十六度で、残りの百十四度は延焼する迄に消止めたものである。而してその原因に就いて觀るにその九割までが不注意に依る失火となつてゐる。

以上の火災の爲罹災した家屋は住家、非住家併せて全焼百二十三棟、半焼五十三棟にして、この總建坪は七千四百七十八平方メートルに達し、その損害見積額は三十五萬四千二百七十四圓となつてゐる。

今發生度數を季節別に觀ると、冬が四十八度にして最も多く、約三割八分を占め、次いで秋の二十九度、春の二十七度、夏の二十六度の順にして、平均月に十一度宛發生した勘定になつてゐる。

昭和	度數	損害見積額
七年	一二六	一三八、七八〇 ^円
八年	一一〇	一一九、六五〇
九年	一六九	二三七、三八二
十年	一五七	五三六、八七八
十一年	一三〇	三五四、二七四

警察取締營業者及其他 近時警察の取締を要する各種營業者は、社會機構の複雑多岐となるに伴ひ、逐年その數を増加するの趨勢を示してゐる。
今昭和十一年末の縣下に於ける之等營業者の内主なるものを擧ぐれば次の通りである。

質屋	一四五	カフェー・バー女給	六五二
古物商	三、一八八	藝妓	五二六
宿屋	一、〇三五	酌婦	一、四三三
料理屋	一、一二九	貸切自動車營業	四五七
飲食店	一、三七五	乗合自動車營業	二一
カフェー・バー	二六三	人力車營業	一〇一
藝妓置屋	一〇七	人力車曳子	三〇八
酌人置屋	七八	紹介周旋業	一九六

以上の内、前年に比し相當の増加を示してゐるものは、料理屋、酌婦、貸自動車營業等にして之に反しカフェー・バー、人力車營業及人力車曳子は稍減少を示してゐるも、其の他は大して増減はない。

この外奈良市及郡山町には夫々遊廓があつて、奈良市は貸座敷業者三十三、娼妓三百十四人、郡山町は貸座敷業者四十二、娼妓四百六十九人、遊客及その消費額は奈良市が十七萬九千二百六十五人の三十五萬五百四十五圓、郡山町が二十九萬八千三百七十七人の六十三萬二千二百六圓となつてゐる。

右の外警察の取締に屬する民衆の娛樂的機關に就いて觀れば、先づ遊戯場はその數二百十一、其の内譯は撞球場九十、麻雀俱樂部四十八、その他七十三にして麻雀俱樂部は一時衰退の兆ありたるも、一兩年前より稍増加の傾向を示してゐる。次に興行場は總數五十五にして、之を主なる興行種目に依つて便宜區別すれば、演劇を主とする劇場二十七、活動寫眞を主とする活動寫眞館二十四、演藝を主とする寄席四となり、又昭和十一年中常設興行場以外の場所に行はれた臨時興行は、總數四百九十九度、其の内譯は演劇八十六、演藝百六十、活動寫眞二百三十七、觀物十六度にして、同年中の常設館に於ける興行及臨時興行の延日數及入場延人員は次の通である。

演劇	演藝	活動寫眞	總數		有		無	
			日數	人員	日數	人員	日數	人員
常設	常設	常設	1,035	358,093	1,035	358,093	—	—
臨時	臨時	臨時	234	54,287	222	49,924	12	4,373
總計	總計	總計	1,269	412,380	1,257	408,017	12	4,373

觀物

常設	臨時	總計
4	1	5
15,855	14,692	30,547

變死人 自殺又は過失災害に依り、或は兇暴なる者の爲に、天壽を全うせずしてこの世を去つた所謂變死人は、昭和十一年中縣下にその數二百八十九人、之を男女別に觀ると、男二百八人にして、女は八十一人である。而してその内譯は自殺者百六十三人（男百十三人、女五十人）、過失又は不慮災害其他に依るもの百十八人（男九十一人、女二十七人）被殺害者八人（男女各四人）となつてゐる。

自殺者を主なる原因別に別けて見ると次の通である。

原因	總數	男	女
病苦に依り	40	28	12
精神錯亂して	36	24	12
厭世に因り	21	13	8
互に情死を謀りて	9	5	4
其他	57	43	14
總計	163	113	50

三一 衛生

醫師、藥劑師、産婆及看護婦 本縣に於ける昭和十一年末現在の醫師總數は三百三十五人（内女醫二十六人）にして之を資格別に見れば、大學卒業八十一人、專門學校卒業百九十八人、試験及第五十人、從來開業三人、限地開業三人である。而して内診療に従事する醫師は三百九人にして、人口二千八人に對し開業醫一人の割合となり、縣内に開業醫のなき農村は今尙五十ヶ村もあるが、之等農村中地勢交通上不便なる村に對しては、恩賜財團濟生會の巡回診療或は委託診療等の方法に依り之が緩和を圖つてゐる。尙昭和十二年度より内務省の指示に基き五ヶ年計畫で人口五千人に對し一ヶ所の割合で無醫村に十の縣立診療所（毎年二ヶ所宛縣が適當と認むる箇所に設置）を設置する事となり目下之が準備中に屬する外、縣内に六ヶ所の縣營保健所の設置を計畫しつゝあるの状態で、本縣に於ける衛生及び保健施設の樹立竝之が計畫は着々その度を増してゐる。齒科醫師は百四十五人、藥劑師は二百三十九人にして逐年増加の趨勢を示し、又産婆、看護婦も新に資格を得て開業するもの年々増加し、其の實質と共に漸次充實しつゝある狀況である。

昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
醫師 (三〇五)	三三二 (三〇五)	三三六 (三〇四)	三四四 (三三五)	三三五 (三〇九)
齒科醫師	一三三	一三〇	一三七	一四五
藥劑師	二〇六	二三五	二三二	二三元
産婆	五九六	六二六	六四三	六五七
看護婦	六〇一	六二二	七二二	七三六
開業醫一人ニ對スル人口	二、〇三三	二、〇三六	一、〇五五	二、〇二二

備考 一、本表は各年末現在を示す

二、醫師欄括弧内の數字は開業醫の數を示す。

傳染病 本縣は京阪神の大都市に近接し、且つ輓近交通機關の發達に伴ひ、傳染病の直接傳播の危険年と共に増加し、之が豫防撲滅は相當困難であるが、常に豫防注射の勵行、傳染病院、隔離病舎の建築、食料品の検査取締、其の他各般の防疫諸施設に最善の方法を講ずると

共に、一面活動寫真或は講演會等に依り、衛生思想の普及宣傳に力を效し、以て之が豫防撲滅に遺憾なきを期してゐる。

法定傳染病中本縣に於て毎年發生するものは、赤痢、腸チブス、パラチブス、チフテリア及び猩紅熱にして、その他流行性腦脊髄膜炎、痘瘡も稀に發生することがある。昭和十一年中に於ける傳染病患者の總數は六百八十五人にして、内死者二百十一人を算してゐる。而して患者數を種類別に見ると、腸チブスの四百十四人最も多く、赤痢（疫痢を含む）の九十五人、チフテリアの九十四人が之に亞いでゐる。

	總數	赤痢(疫痢ヲ含ム)	腸チブス	パラチブス	チフテリア	猩紅熱	其ノ他
昭和七年	患者 三九六 死者 七六	六二	三三	四	六	三	一
〃 八年	患者 五三 死者 二六	六	三三	九	七	三	一
〃 九年	患者 五四 死者 二四	六	二八	八	三	六	一
〃 十年	患者 六〇 死者 二一	八	三九	九	六	三	三

〃 十一年	患者	死者
六五	三三	一五

死亡者原因別

天命を全うして大往生を遂げた者、藥石効を奏せず黄泉の客となつた者、

或は先立つ不孝の罪を詫びて自殺を爲した者等の昭和十年中の本縣に於ける死亡者總數は一萬一千七百七十八人（内男六千六百六十五人、女五千六百十三人）に達し毎日平均三十二人づゝの死亡者を出してゐる勘定となる譯で、之が死亡者中老衰の爲め大往生を遂げた者は七百八十三人、割合にして六・六%、疾病に因る死亡が一萬五千九百人、割合にして九〇・〇%、喧嘩口論其他怨恨等に依つて殺害された者、或は不慮の傷害に因つて後死亡した者等外因に因る死亡者が四百五人、割合にして三・四%となつてゐる。

更に病氣に因る死亡者を死因大分類別に觀察すると、傳染病及寄生虫病（結核を含む）が最も多く死亡者總數の一六・三%を占め、消化器の疾患は一五・九%、神経系及感覺器の疾患は一四・三%、呼吸器の疾患（結核を除く）は一三・四%、乳兒固有の疾患は八・二%、癌其の他の腫瘍は六・七%、泌尿生殖器の疾患は五・五%、其の他は何れも五・〇%以内であるが、特に本縣として注目すべきことは、癌其の他の悪性腫瘍の死亡率が全國第一位になつて居ること、洵に

歎しい日本一を獲得してゐる。即ち死亡者千に付六四・四であつて、實數にして七百五十九人、これを全國平均の四二・三に比較して見ると一倍半に當つてゐる。從來本縣の癌死亡者が如何なる譯で斯様に多いかは目下醫學界の問題とさへなつてゐる程であるが、其の原因を究明する爲めに、舊郡山藩主柳澤伯の主宰してゐる在東京の柳澤統計研究所では過去五ヶ年の癌死亡者の一人一人に就て其の環境調査を一昨年施行し、其後統計的に之を取纏中であるが、其の結果は可成各方面から期待されてゐる。尙死亡者實數百人以上のもの、死亡原因を中分類に依つて見ると左表の通である。

病名	死亡者數	總死亡者千中	
		本縣	全國
腦出血、腦栓塞及腦血栓	一、二二四	一〇三・九	九八・六
肺炎	九五三	八〇・九	九〇・四
呼吸器ノ結核 (氣管及氣管支ノ淋巴線ヲ含ム)	九四九	八〇・六	八三・八
老衰	七八三	六六・四	六八・二
癌、其ノ他ノ惡性腫瘍	七五九	六四・四	四二・三

先天性弱質 (二歳未滿)	七五七	六四・三	五五・四
下痢及腸炎 (二歳未滿)	六二〇	五二・六	五五・三
腎臟炎	五九五	五〇・五	四八・二
下痢、腸炎及腸潰瘍(二歳以上)	四八二	四〇・九	四一・二
其ノ他ノ消化器ノ疾患	四二五	三六・一	三三・二
不明ノ診斷及不詳ノ原因	三七〇	三一・四	二八・九
其ノ他ノ結核	三三九	二八・八	二九・九
腦膜炎 (結核性ヲ除ク)	二五三	二一・五	三二・四
不慮ノ傷害	二三八	二〇・二	二四・七
慢性心臟内膜炎及心臟瓣膜ノ障碍	二二八	一九・四	一九・二
氣管支炎	二一五	一八・三	二〇・九
肋膜炎	一六八	一四・三	一四・七
自殺	一五九	一三・五	一二・二
其ノ他ノ幼若乳兒固有ノ疾患(三ヶ月未滿)	一四九	一二・六	八・六
胃及十二指腸ノ潰瘍	一四一	一二・〇	九・七
其ノ他ノ呼吸器ノ疾患(結核性ヲ除ク)	一二六	一〇・七	一・九
麻疹	一二五	一〇・六	八・四
其ノ他ノ神経系ノ疾患	一一六	九・八	一・三

ビタミン 缺乏症
其ノ他ノ心臓ノ疾患
腸チブス及パラチブス

一〇八
一〇六
九四

九・二
九・〇
八・〇

九・〇
七・三
六・四

一九三

三三 健康保険

昭和十二年六月一日現在縣下に於ける健康保険法適用工場、事業場は九百四十二、被保険者數は一萬千二百四十二人である。

今昭和十一年四月より同十二年三月迄の一ケ年間保険給付の状況を調べて見ると、療養給付件數一萬八千九百九十三件、治療日數二十三萬四千三百十二日、醫療費七萬五千九百八十八圓十二錢、之を被保険者に對比して見ると一人當件數は一・九一、日數三三・五七、醫療費七圓四十三錢となつてゐる。

傷病手当金は支給件數千六百七十九件、金額二萬六千八百八十八圓四十一錢で、被保険者一人當は二圓となり、出産手当金は二百六十八件、金額三千三百七十七圓七十錢、療養費十二件、金額百十二圓七十三錢、埋葬料七十六件、金額二千五百一十一圓八十三錢、分娩費二百四十六件、金額二千四百六十圓、外に産院收容、助産手当金、移送費及看護費合せて二百三十八件、千二百六十三圓八十二錢である。

尙療養の給付及傷病手当金等の總件數二萬二千九百三十四件を業務上及業務外に區分すると、前者に起因するもの僅に千六百七十八件(七・三%)で、他は業務外に因るものとなつてゐる。

業態別工場、事業場及被保険者數 (昭和十二年六月一日現在)

業態	工場、事業場數	被保険者數
總數	九四二	一一、二四二
染色工場	二七二	四、二七〇
機械及器具工場	五九	五五六
化學工場	八六	一、〇一五
飲食物工場	二九	二五六
雜工場	三九四	三、五八五
特別工場	九	五三
鑛山	二一	四八五
陸上運送事業	七二	一、〇二二

三三 財政

縣財政 昭和十一年の通常縣會に於て、昭和十二年度の豫算として議決せられた縣豫算總額は、四百四十三萬一千五百六十六圓(内經常部二、六七〇、六七九圓、臨時部一、七六〇、八八七圓)で、之を前年度當初豫算と比較すると、十八萬七千八百五十七圓、割合にして四・四%の増加を示してゐる。

之を費目別に見ると、歳入に於ては稅收入が二百九十四萬二千七百五十二圓、稅外收入百四十八萬八千八百四十四圓で、稅收入は歳入總額の六六・四%に當り、歳出に於ては教育費最も多く百三十三萬九千八百六十圓に達し、歳出豫算總額の三〇・二三%を占め、以下警察費、土木費、縣債費、縣職員費、勸業費等順次に亞いでゐる。

昭和十二年度縣歳入歳出豫算

總額	歳入豫算額	百分比例
稅收入	四、四三一、五六六 ^円	一〇〇・〇〇
稅外收入	二、九四二、七五二	六六・四〇
總額	一、四八八、八一四	三三・六〇

總		歳出豫算額	百分比例
警	察費	四、四三一、五六六	一〇〇・〇〇
土	木費	六八六、〇一〇	一五・四八
教	育費	六六三、一七二	一四・九七
衛	生費	一、三三九、八六〇	三〇・二三
勸	業費	八〇、九八八	一・八三
社	會事業費	四〇三、六四六	九・一一
縣	債費	八〇、三九六	一・八一
縣	職員費	四九八、九三五	一一・二六
其	他費	四一七、六五三	九・四二
		二六〇、九〇六	五・八九

備考 各種補助費は夫々該當費目の中に加へたり。

縣債費には特別資金償還金二〇、一五二圓を含む。

一道三府四十三縣の昭和十一年度の豫算（通常縣會に同時に提案せられた追加豫算を含み、特別會計は除く）を調べて見ると、總額五億三千九百五十五萬二千六百六十四圓で、前年度に比して二千九百六十九萬四千三百八十四圓を増加してゐる。

更に其の順位如何にと眺めて觀るに、第一位は東京府の六千五百六萬百八十九圓で、之に亞ぐは大阪府の三千四百六十四萬三千三十二圓、以下兵庫、愛知、福岡、岡山、新潟、京都、廣島、北海道、静岡、神奈川、長野、鳥取、富山、茨城、千葉、三重の順位を示し何れも一千万圓を超え、他は五百万圓以上一千万圓未滿の地万多く、五百万圓未滿は我奈良縣（四、二四九、二二二圓）と沖繩縣（一、八七〇、二七六圓）の二縣のみで、本縣の順位は第四十六位である。既往の縣財政（決算）を參考の爲調べて見ると次の通である。

明治二十一年度	明治三十年度	大正元年	大正六年	昭和十一年度	昭和二十一年度
歳入	二二六、〇六七	六三六、七七七	七七一、六八一	一、二五二、六七八	一、四四二、七五八
歳出	二一五、一九五	六〇三、七〇九	六〇七、一一五	一、〇四九、八四五	一、〇四二、〇九一
				一、〇四二、〇九一	一、〇四二、〇九一
				三、四八六、二四九	四、〇一八、六一七
				四、二九一、〇三三	四、四一八、六一七
				四、三三〇、八〇九	四、四一八、六一七
				四、七三六、五八八	四、四一八、六一七

四年度	四、七五五、八四五	四、一五八、一七一
五年度	五、三八三、九五二	四、三五九、七〇〇
六年度	六、〇三五、四二〇	五、三八〇、〇〇五
七年度	七、九八七、六一一	七、三八七、四四三
八年度	七、四七〇、二五九	六、六五二、〇六二
九年度	七、九五九、六三四	六、七四二、二三三
十年度	七、〇六三、二八九	六、三七六、三七〇

市町村へ轉貸の爲起債したるものを除いた純縣債は(昭和十一年度末現在)六百八十七萬二千六百圓にして、之を現在人口に對比すると一人當は十一圓二錢となり更に之を事業別に調べて見ると次の通である。

縣債總額	百分比例
災害復舊土木事業費	一〇〇・〇〇
農村振興土木事業費	六八・六四
普通土木事業費	一七・八二
社會事業費	一二・九一
總額	〇・六三

縣有財産 (昭和十一年度末現在)は總額二百九十五萬三千三百四十六圓に達し、之れを蓄積の目的別に分類すると救護資金百八十三萬六千七十圓、教育資金五十八萬二千七百七十八圓、公園資金二十九萬七千百十六圓、産業資金七萬八千五百四十七圓、其他十六萬一千三百三十五圓にして、以上の外に土地一千九百九十五町歩、建物四萬二千九百三十八坪(延)がある。

市町村財政 昭和十二年度の市町村當初豫算總額は七百九十八萬六千六百十九圓で、前年度に比して六十三萬三千二百九十五圓(八・六二%)の増加となつてゐる。

歳入豫算を費目別に見ると稅收入が四百九萬四千九百六十四圓、稅外收入が三百八十八萬五千六百五十五圓で、稅收入は總額の五一・三二%に當つてゐる。

更に歳出に就て見ると教育費が四一・七九%で首位を占め、以下役所(場)費、公債費、土木費、衛生費等之に亞いでゐる。

尙最近の歳出決算額(昭和九年度八、三九四、七一〇圓)を一昔即ち十年前の大正十四年度と比較すると百八十四萬六千六百三十六圓(二八・二%)の増加となつてゐる。

歳入

昭和六年度 七、二八六、九六一円

	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	役所(場)費
	八、三三八、五一〇	九、四〇七、三五七	九、九六二、五三四	七、五七八、三一六	七、三四七、三二四	七、九八〇、六一九	六、五八五、二九五	七、四四六、〇〇八	八、二四一、四九〇	八、三九四、七一〇	七、五七八、三一六	七、三四七、三二四	七、九八〇、六一九	一、三三〇、五七三
	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	入	出
	三、八八五、六五五	四、〇九四、九六四	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	三、八八五、六五五	一、〇〇〇、〇〇〇
百分比	四八・六九	五一・三一	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	四八・六九	一六・六七

教育費	三、三三四、七一八	四一・七九
土木費	四三〇、八一〇	五・四〇
衛生費	四一〇、二二四	五・一四
勸業費	三三、七三三	〇・四一
社會事業費	二二、二九三	二・六六
公債費	五九三、〇九〇	七・四三
積立金並基本財産造成費	一九八、一〇九	二・四八
其他	一、四三八、〇八九	一八・〇二

基本財産の總額(昭和十年度末現在)は六百七十一萬五千四百四十圓にして、内市町村經濟全般の爲に蓄積するもの四百四十七萬七千二百七十二圓、特定の目的の爲に蓄積するもの二百二十三萬三千二百六十八圓で、此の外に積立金穀四十七萬二千九百九十三圓がある、自作農創設資金等他に轉貸したるものを除きたる純市町村債(昭和十一年度末現在)は三百四十四萬九千三百十八圓にして、之を目的別に觀れば、其の首位は教育費の百三十萬四千七百七十圓にして、總額の三・七八一%を占め、之に亞ぐは水道事業費の百三萬二千二百二十二圓(二九・八七%)で、其他は普通土木費、社會事業費、災害土木費、都市計畫事業費、勸業費等が其の主なるものとなつてゐる。

諸稅負擔 國民の三大義務の一つとして六十二萬縣民が一ケ年に納める租稅の總額は、昭和九年度に於て七百九十八萬六千九百九十八圓にして、之を現住戸口に對比して觀ると、一戸當六十六圓八錢、一人當十二圓九十一錢となつてゐる。
 更に總額を國、縣、市町村稅別に内譯すると直接國稅百九十萬六千七百六圓、(二三・九%)、縣稅二百五十五萬七千三百三十一圓(三二・〇%)、市町村稅三百五十二萬二千九百六十一圓(四四・一%)となつてゐる。

昭和五年度 六年度 七年度 八年度 九年度	總額	直接國稅	縣稅	市町村稅	現住	
					一戸當	一人當
	八、七四四、三四六 ^円	二、三三〇、六四三 ^円	二、七四八、八四八 ^円	三、六七四、八五五 ^円	七四・一九	一四・四〇
〃	七、六八六、六七二	一、九三二、七五〇	二、六〇六、二四九	三、一四八、六七二	六四・九四	一二・六一
〃	七、七五五、八七一	一、九三二、六九一	二、五九九、三九九	三、二〇四、七八一	六四・六六	一二・五三
〃	七、九五二、二四八	二、〇〇一、七三二	二、六二四、五五六	三、三三四、九七一	六六・三〇	一二・八三
〃	七、九八六、九九八	一、九〇六、七〇六	二、五五七、三三一	三、五三三、九六一	六六・〇八	一二・九一

三四 議員選舉

本縣に於ける議員定數は、貴族院多額納稅者議員一人、衆議院議員五人、縣會議員三十人、市町村會議員二千五百五十一人にして、貴族院多額納稅者議員互選資格者は百人(昭和七年六月一日現在)、選舉有權者は衆議院議員十三萬七千九百九十七人(昭和十一年十二月二十日現在)、縣會議員十三萬三千百三人、(昭和十一年十二月二十五日現在)市町村會議員十三萬三千九百二十七人(昭和十一年調製の登録人員)である。

貴族院多額納稅議員選舉		選舉當日ノ互選資格者		納稅額		一人平均納稅額	
執行年月日	議員定數	選舉當日ノ互選資格者	納稅額	一人平均納稅額	執行年月日	議員定數	棄權率
大正 七、六、一〇	一	一五	六〇、一〇一 ^円	四、〇〇七 ^円	昭和 三、二、一〇	五	
大正 一四、九、一〇	一	一〇〇	二八、七三七	二、一八七			
昭和 七、九、一〇	一	一〇〇	一〇九、一〇五	一、〇九三			
衆議院議員選舉		選舉當日ノ有權者數		投票數		棄權率	
昭和 三、二、一〇	五	一三、四、〇一九	一〇五、九六一	一〇、一六			

五、二、二〇	五	一三六、五三	一〇八、三九二	〇・二五
七、二、二〇	五	一三八、一七二	一〇三、八六六	〇・一九
一、二、二〇	五	一三五、三八八	一〇六、〇八九	〇・三三
一、二、四、三〇	五	一三五、六九六	一〇三、〇三二	〇・三五

縣會議員選舉

昭和 二、九、二五	三	一六、六五	九四、四五九	〇・一九
六、九、二五	三	一三、七三	一〇六、七九九	〇・二三
一〇、九、二五	三	一三、九二	一〇三、〇三九	〇・一八

市町村會議員選舉

昭和 八年末	一五二	二、一六一	一二九、二四六	
九年末	一五二	二、一六一	一三〇、六〇四	
十年末	一五一	二、一五三	一三〇、三一八	
十一年末	一五一	二、一五一	一三三、九二七	(登録人員)

貴衆兩院議員及縣會議員

貴族院議員

宇智郡五條町大字五條(電話五條七)

衆議院議員

奈良市法蓮町一、一九九番地(電話奈良一、一五七) 江藤源九郎
 奈良市角振町二番地(電話同八四四) 福井甚三郎
 吉野郡大淀町大字新野一四六番地(電話上市一一八) 森榮藏
 宇陀郡松山町大字上中二、〇三〇番地(電話松山四) 松尾四郎
 東京市牛込區市ヶ谷仲之町四一番地 八木逸郎

縣會議員

山邊郡豊原村大字三ヶ谷 (議長) 高森榮喜三
 磯城郡初瀬町大字初瀬(電話初瀬五一) (縣參) 藤井平治
 奈良市北半田西町二六番地(電話奈良九六七) 高棕正次
 生駒郡郡山町大字南郡山 都々野忠吉

生駒郡南生駒村大字小瀬(電話南生駒五) (參補) 駒井藤平
 北葛城郡下田村大字下田(電話下田四) (參補) 奧村才司
 磯城郡田原本町(電話田原本二〇一) 水原久夫
 宇陀郡伊那佐村大字比布 森本恒造
 吉野郡下市町大字下市(電話下市二三〇) (縣參) 藤村三郎
 北葛城郡新庄町大字新庄(電話新庄三七) (縣參) 倉田光三
 北葛城郡高田町大字土庫 (參補) 植田周一
 磯城郡平野村大字滿田(電話田原本四八) (參補) 松原利左衛門
 生駒郡片桐村大字小泉(電話小泉九) (縣參) 西元楠太郎
 高市郡越智岡村大字佐田 (縣參) 安田甚四郎
 高市郡畝傍町大字畝傍(電話畝傍五九) (參補) 小松茂作
 吉野郡大淀町大字下淵(電話下市一五八) (參補) 俵本淺太郎
 添上郡櫛本町大字櫛本(電話櫛本二三) (參補) 中村三郎
 宇智郡五條町大字五條(電話五條一七〇) (參補) 鍛冶由松

宇陀郡室生村大字山粕 (縣參) 松岡 文 護
 吉野郡大塔村大字閉君(電話辻堂二三) (縣參) 中田 義
 磯城郡櫻井町大字櫻井(電話櫻井一五九) (縣參) 岩井 庄三郎
 山邊郡二階堂村大字上之庄 (參補) 松村 正治郎
 生駒郡郡山町大字南郡山(電話郡山六七) (副議長) 岩井 市松
 南葛城郡吐田郷村大字名柄(電話名柄二一) 淺田 好太郎
 吉野郡川上村大字寺尾(電話大瀧二〇ノ乙) 伊藤 藤丑松
 吉野郡大淀町大字檜垣本(電話下市二〇三) 仲川 房次郎
 添上郡東里村大字須川 (縣參) 辻本 正律
 奈良市若般寺町二九番屋敷(電話奈良一二五) (參補) 植村 武一郎
 南葛城郡御所町(電話御所二〇〇) (縣參) 丘本 竹次郎
 奈良市油阪町一丁目一番地(電話奈良五六) (參補) 赤堀 秀雄
 備考 (縣參)名譽職縣參事會員 (參補)同補充員

三五 新聞雜誌

ニュースの報道機關として、我々の日常生活には一日も缺くことの出来ない重要な役割を演じてゐる新聞を初めとして各種雜誌は、昭和十二年五月末現在にて縣内で總數八十七種（有保證）の多きに達してゐるが、尙之の外大阪朝日、大阪毎日、大阪時事等の新聞社が支局或は通信局を設けて奈良版、大和版を出してゐるから縣下の言論界は隨分賑やかである。今縣内に於て發行してゐる新聞雜誌の内譯を觀ると日刊八、月四回以上四、月二回以上十七、月刊以下五十八にして、日刊新聞並支局、通信局を有する新聞の名稱は次の通である

日刊新聞

發行所々在地

大和日報	奈良市角振町三九	(電 八四四)
奈良新聞	奈良市油阪町一丁目一	(〃 五六)
大和毎日新聞	奈良市杉ヶ町隅田四四	(〃 八五〇)
中和新聞	北葛城郡高田町高田	(〃 三四三)

大和旭新聞
日刊大和
夕刊大和新聞
奈良日報

奈良市三條町五九八	(〃 五九九)
宇智郡五條町五條	(〃 二五三)
高市郡八木町八木	(〃 六六)
高市郡八木町八木	(〃 三六八)

支局及通信局

大阪朝日新聞奈良通信局	奈良市鍋屋町	(電 五〇九)
大阪毎日新聞奈良支局	奈良市西御門町	(〃 一五二)
大阪時事新報奈良支局	奈良市高畑町頭塔	(〃 八八二)
新愛知新聞奈良支局	奈良市三條町五九八	(〃 五九九)
名古屋新聞奈良支局	奈良市林小路町	(〃 一八一七)
關西中央新聞奈良通信部	奈良市南市町	(〃 一六四五)
大阪今日新聞奈良支局	奈良市油阪町二丁目	(〃 一七五九)

三六、官 公 吏

昭和十一年末に於ける本縣職員（學校職員並神職を除く）は一千百九十二人にして、内勅任一人、奏任二十一人、奏任待遇五十四人、判任百七十一人、判任待遇六百七十七人、縣吏員百二人、雇員百六十六人となり、之が俸給年額は八十二萬四千百一十一圓（内國費十二萬四百四圓、縣費七十萬三千七百七圓）である。

又市町村吏員總數は四千四百九十二人にして、市町村長百四十五人、助役百五十三人、收入役百五十人、副收入役二人、其の他の吏員八百十六人、區長、同代理者及常設委員は合せて三千二百二十六人である。有給吏員は一千三十五人にして、之の俸給年額は五十一萬一千七百七圓、市を除く有給吏員の一人當平均月額は三十八圓十五錢である。

總 奏 勅 任 任 數	人員		俸 給 年 額	
	國 費	縣 費	國 費	縣 費
奏 勅 任 任 數	一、一九二	二一	一二〇、四〇四	四、九二〇
縣 職 員 及 俸 給	二一	二一	三六、八八四	七〇三、七〇七

奏 任 待 遇	判 任 待 遇	判 任 待 遇	縣 吏 員	市 町 村 吏 員	有 給 年 額	
					國 費	縣 費
奏 任 待 遇	一七一	一七一	一〇二	一六六	六一、八九六	八二、八六〇
判 任 待 遇	六七七	六七七	一〇二	一六六	一六、七〇四	六六、七五六
縣 吏 員	一〇二	一〇二	一〇二	一六六	一六、七〇四	四三五、四九二
市 町 村 吏 員	一六六	一六六	一六六	一六六	一六、七〇四	六〇、九九八
總 數	五四	一七一	一〇二	一六六	一六、七〇四	五七、六〇一

總 數	名 譽 職	有 給	有 給 吏 員 俸 給 年 額	
			國 費	縣 費
市 町 村 長 數	四、四九二	三、四五七	一、〇三五	五一一、一〇七
助 役	一四五	一三八	六〇七	八、九八〇
收 入 役	一五三	九三	六〇〇	三六、七〇二
副 收 入 役	一五〇	九三	一五〇	七九、五〇一
書 記 及 其 他 ノ 吏 員	八一六	八一六	八一六	一、〇三二
區 長 及 同 代 理 者	一、六〇二	一、六〇二	一、六〇二	三八四、八九二
常 設 委 員	一、六二四	一、六二四	一、六二四	一、六二四
總 數	一、六二四	一、六二四	一、六二四	一、六二四

附

錄

主なる名所舊蹟

我が大和は建元發祥の根本靈地にして、人皇第五十代 桓武天皇の平安奠都まで一千有餘年の間帝都として、我國文化の中心地であつたことは言ふも更なり、出土品等より窺ふに、上代に遡る考古學並史學上の幾多の事蹟は、本縣の最大の誇とする所にして、山水亦秀麗・路傍一片の石塊も古を語り、一本の草木にも遠く萬葉の昔が偲はれるのである。さて其の内主なるものを七代七十餘年の舊都、奈良から順次巡つてみやう。

青丹よし寧樂の京師は咲く花の

薫ふがごとく今さかりなり

小野朝臣

古の奈良の都の八重櫻

今日九重に匂ひぬるかな

伊勢大輔

奈良七重七堂伽藍八重櫻

芭蕉

灌佛の日に生れあふ鹿の子哉

菊の香や奈良には古き佛たち

〃〃

猿 澤 池

奈良市樽井町 大軌奈良驛より東南約五町

奈良公園の入口にある。元は興福寺の放生池であつて印
度の那蘭陀寺の獼猴池を模して作つたものだと言ふ。東
西五十間、南北四十間、周圍百八十六間の小池である。
俗に水三分に魚七分と云はれる程で、鯉、緋鯉、龜等が
多く、人聲を聞きつけて群りながら餌を求める様は奇觀
である。池畔より春日、若草の兩山を遠く望み、柳の間
より興福寺五重塔を近くに眺める風景は頗る佳い、月の
眺めも又格別である。

興 福 寺

奈良市登大路町 大軌奈良驛より東約四町

本尊は釋迦如來にして、和銅三年藤原不比等の創始、玄
昉僧正を開山とし、法相宗三本山の一であり又南都七大
寺の一である。



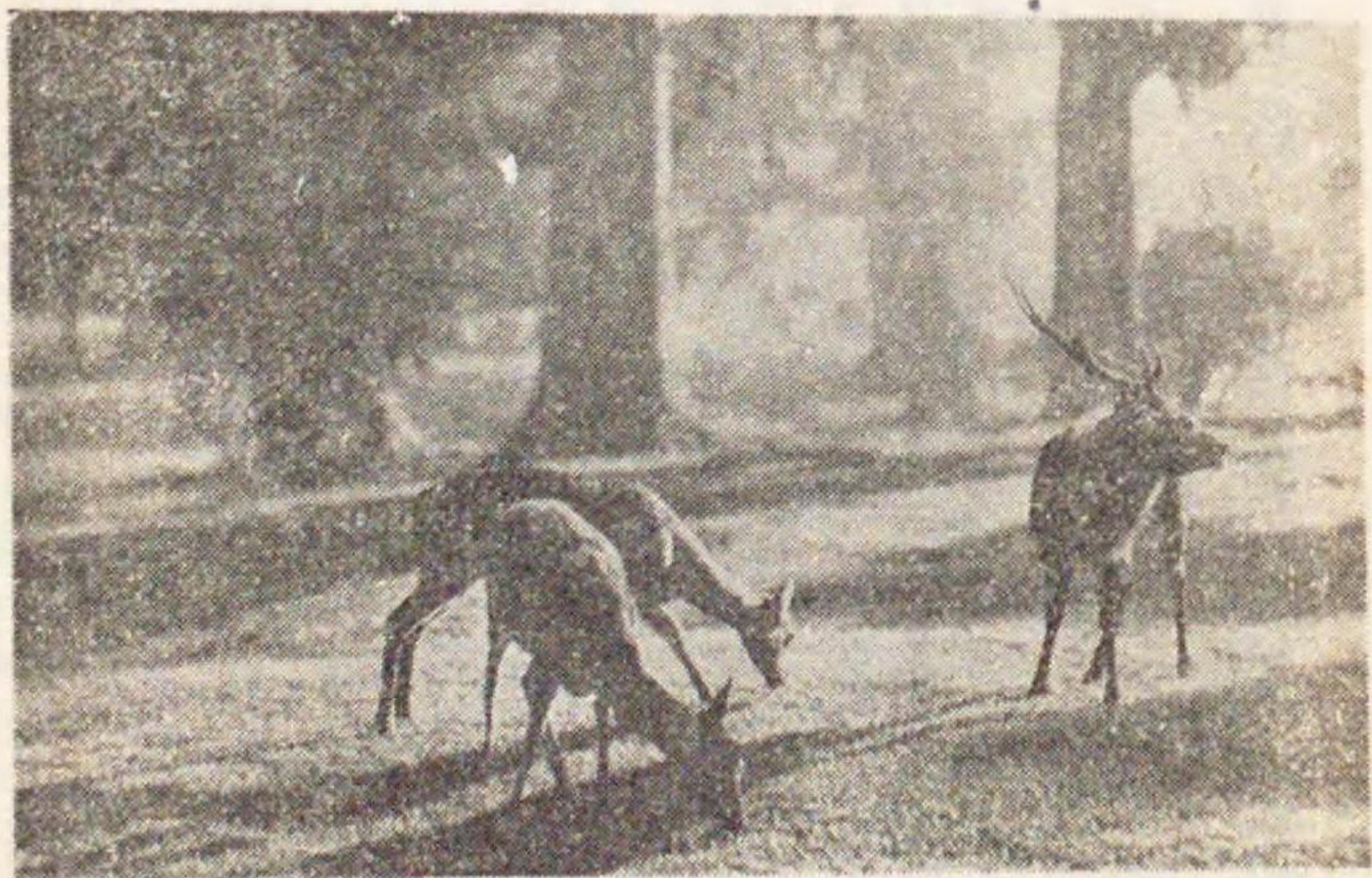
興福寺五重塔と東金堂

藤原氏の氏寺として代々藤原氏の手厚い保護を受け
最盛時には全境内は東西二十七町、南北七、八町に
も及び伽藍の宏大莊嚴人目を驚かしたのである。
數回の兵火、雷火の爲、古の規模こそ失つて居るが
印象的な雄姿を奈良の空に浮彫する室町時代の「五
重塔」を始め西國三十三所第九番の札所「南園堂」
「春の日は南園堂に輝きて」
三笠の山にはるゝ薄雲」
純和様建築の典型として、一寸類のない美しさを持
つてゐる鎌倉時代の「北園堂」「三重塔」其他多數
の國寶々物を有してゐる

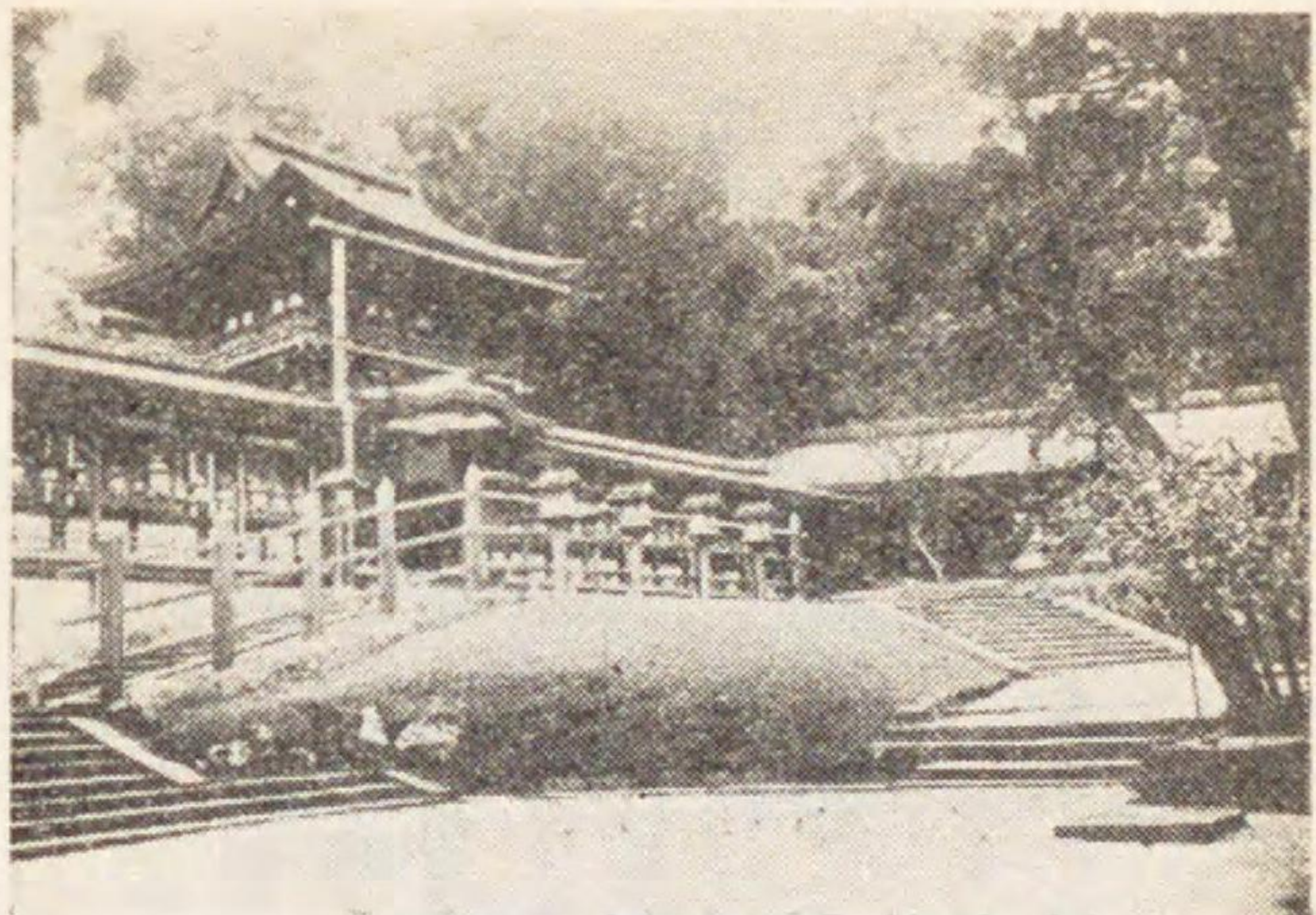
奈良帝室博物館

奈良市登大路町 大軌奈良驛より東約八町

博物館は宮内省の所管に屬してゐて、大和の古美術
を觀んとするものに一番便利で纏つた所で奈良にと



奈良公園の鹿



春日神社

つては結構な寶藏を貸して貰つてゐるやうなものである。館内は大小十三室あつて、美術、美術工藝、歴史の三大別になつてゐて、彫刻、繪畫、古文書、衣裳、什器等の類で何れも社寺又は個人より寄托されたもの及館の所藏品とを取交せ、どれ一つとして逸品ならざるは無い。今昭和十一年中の來館人員を調べて見るに八萬二千九百六十人、觀覽料は二千二百圓である。

入場料は大人十錢、小人五錢、學生團體は無料、外に二十名以上の團體なれば割引もある。開館は四、五、六、七、八、九月は午前八時—午後五時。二、三、十月及十一月十五日迄は午前九時—午後四時半。一、十二月及十一月十六日以後は午前九時—午後四時。但し切符の發賣は開館三十分前にて止む。又年末二十一日から年始二日迄は休館。

官幣大社春日神社

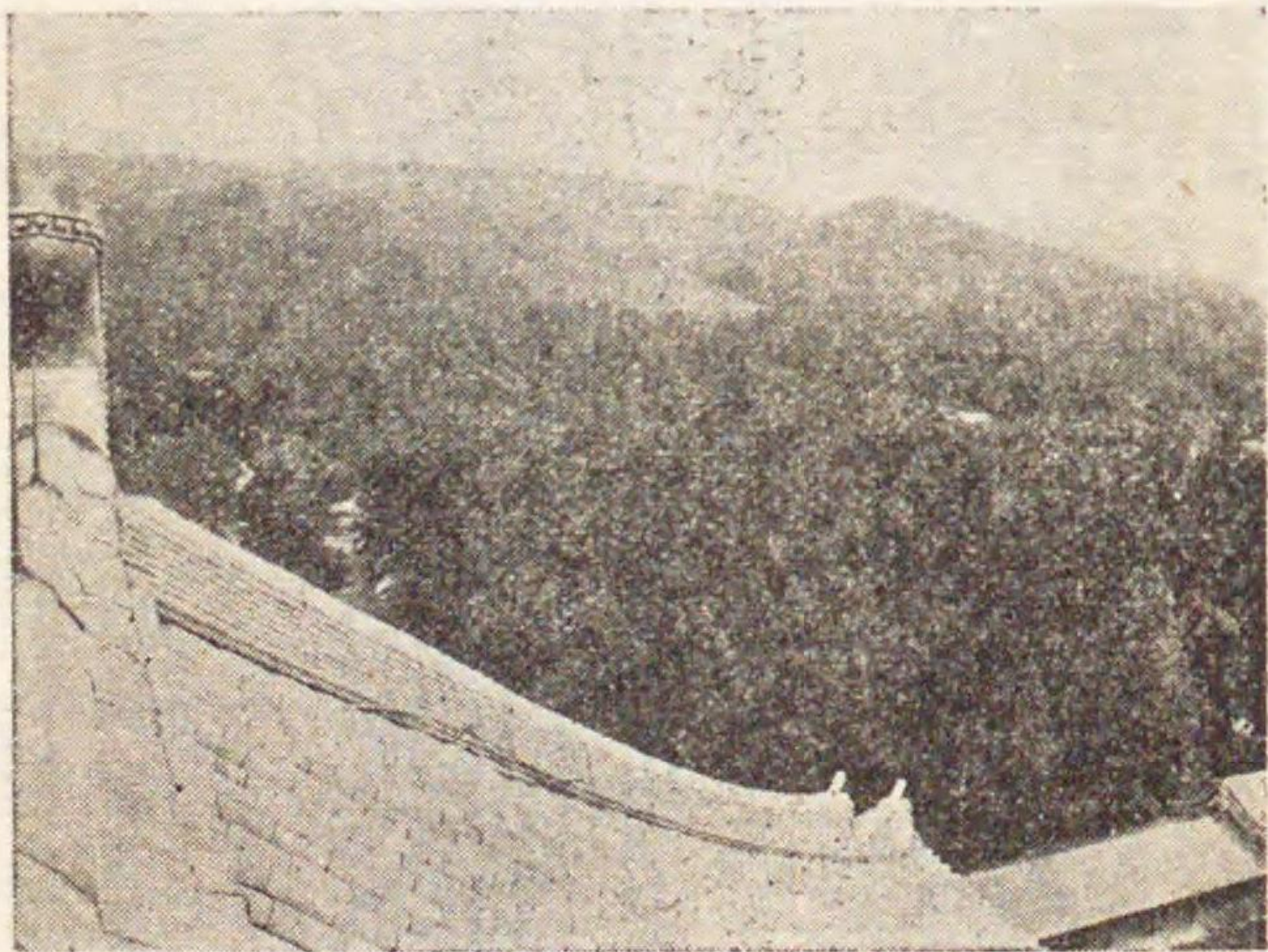
奈良市春日野町三笠山西麓
大軌奈良驛より東約十八町

天孫降臨に際し隨從し降り給ひたる武甕槌命、經津主命

天兒屋根命、比賣神を合祀し、創立は神護景雲二年十一月である。往古藤原氏の氏神にして、又歴朝の崇敬厚く山城の加茂、男山兩社と共に三勅祭社に列し、毎年三月十三日宮中より例祭を行はせらる、俗に之を申祭と稱し攝社若宮社の例祭、おん祭(毎年十二月十七日)と共に世に聞えたる祭典である。丹塗りの色美しい神殿廻廊を初めとして、國寶建造物及國寶寶物多數あり、境内は現在二十八萬餘坪にして鬱蒼たる千古の老杉、多數の燈籠並神鹿は往古の傳をその儘傳へてゐる。又最近神域内に完成した萬葉集にゆかりのある名苑萬葉植物園は、見落してはならぬ貴重な資料である。

三笠山

奈良市春日野町



大佛殿屋上より三笠山、若草山、春日山を望む

三笠山は、春日神社の後の方即ち東裏にあるところの恰も菅笠を一つ伏せた様な格構で樹木鬱蒼たる海拔約二百八十米の山である。此の山は古より詩や歌に盛に詠まれた山で彼の有名な仲鷹の

天の原ふりさけ見れば春日なる 三笠の山に出でし月かも

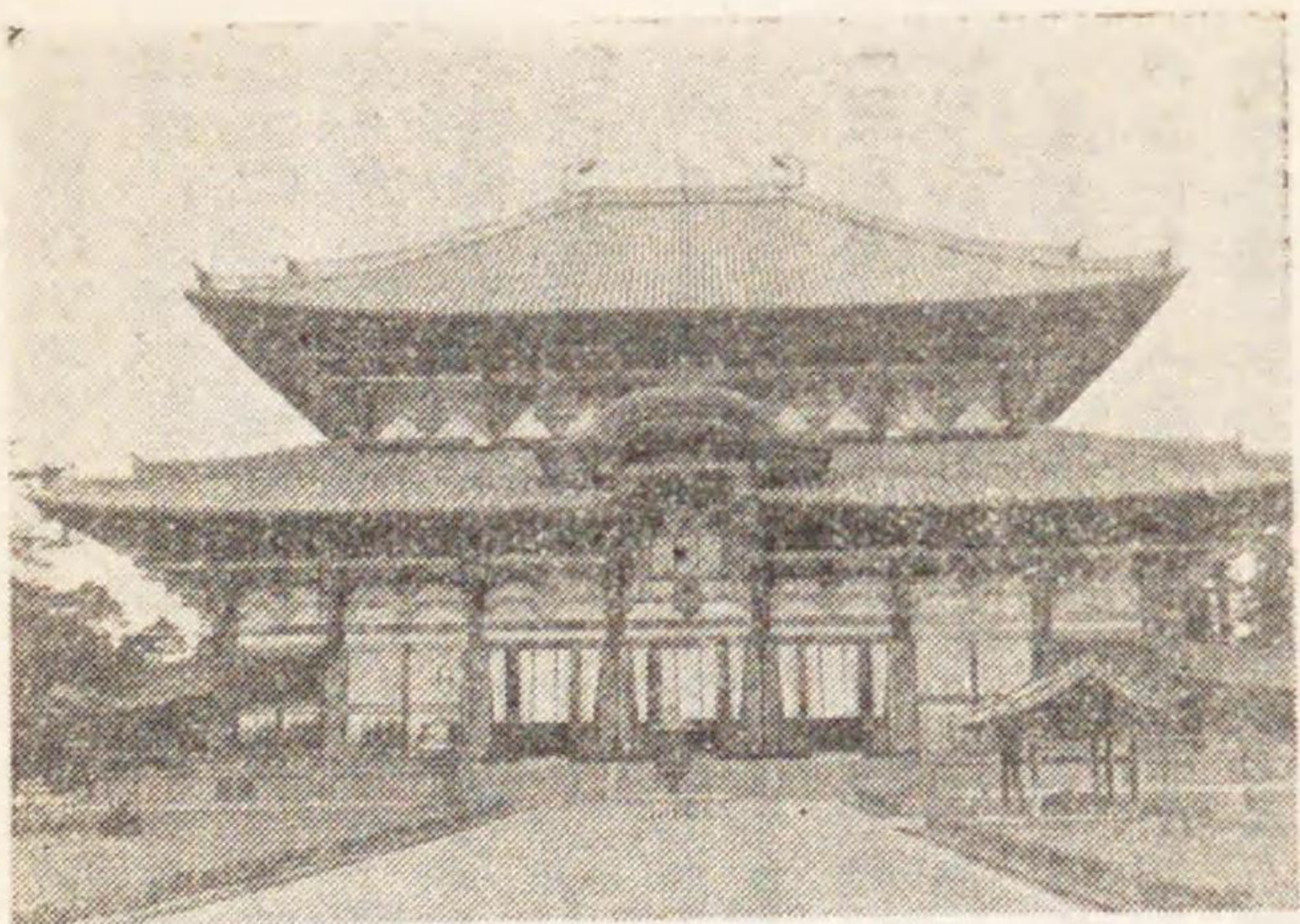
は人口に膾炙されてゐるところで、山頂には春日祭神の最初に鎮座し給ひし本宮神社がある。昭和十年畏くも 崇仁親王殿下に三笠宮の御宮號を御宣賜あらせられたのは、此の名山に因みある御宮號と拜察する次第で、奈良縣民の齊しく光榮とする所である。

若 草 山

奈良市雜司町 大軌奈良驛より東約十八町

奈良の若草山と云へば餘りに有名である。

其の名の示す如く全體が柔かな青々とした芝生に覆はれてほんとに懐しみのある山である。奈良の風光がこんなになりに和やかに見えるのも、一つはこの山があるからではないだらうか、三重目のところの山の高さは三百四十一米であつて山上の眺めは實に大和第一である。毎年二月十一日前後に山焼があり、全山焰と化する光景は外では見られない一大奇觀である。



東大寺大佛殿

東 大 寺

奈良市雜司町 大軌奈良驛より東約十五町

天平五年 聖武天皇の創立にして、良辨僧正の開基にかゝり、大華嚴寺、總國分寺、金光明四天王護國寺等の別號があり、南都七大寺の一にして華嚴宗の本山である。

本尊は世に奈良の大佛と稱せらるゝこれなり、大佛殿を始め創立當時の堂宇は治承、永祿年間兩度の兵火に罹り廢滅したるもの多く、今は漸く其の一部を有するに過ぎないが尙法華堂を初め國寶建造物、國寶寶物多數を有し、天下の大伽藍として、奈良朝美術の樞府の觀がある

虫干や甥の僧訪ふ東大寺 燕 村

〔大佛殿〕 東大寺の金堂で高さ十六丈、間口十八丈

八尺奥行十六丈六尺、元祿——寶永年度の再建で木造建築としては世界最大のものである。本尊は毘盧舍那佛の坐つて説教して居られる形の銅像で、鑄造物としては世界最大の物である。高さは土間から七丈一尺五寸、其の内右壇は八尺、銅蓮臺が一丈、佛體だけで五丈三尺五寸ある。大佛の首は胴と年齢が違ふ、胴は大體千二百有餘年來の元の儘であるが、首は創立後百年の齋衡二年に一度故なく突然落ち、次に重衡の兵火と、松永彈正の兵火に落ちて、今のは四代目である。

拜観は一、十一、十二月は午前七時——午後四時、二、十月午前七時——午後四時半三、九月午前六時半——午後三時、四、八月午前六時——午後五時半、五、六、七月午前六時——午後六時 拜観料は大人十錢、小人五錢、學生三錢

〔三月堂〕 古は毎年三月にこの堂で法華會を修せられたから古くから法華堂といひ、更にくだけて三月堂ともいふのである。

一度も焼けない奈良第一の古建物である、此の堂の一つの特色は鎌倉時代の手法と、天平時代の手法と、一堂の内に比較の出来ることと日本では類例のない貴重な建築である。又内部の佛像は世界に其の價値を誇るに足る傑作ばかりである。

〔二月堂〕 この堂は奈良朝時代に三月堂を建てた良辨僧正の高弟實忠和尚によつて創立されたものであるが、今のは寛文九年に再建したものである。本尊は十一面觀世音七尺の銅像の外に、秘佛として人體の温味あると稱する小觀音があつて世間の信仰が深く、又有名なお水取やおたいまつは、毎年三月一日から十四日迄こゝで行はれる。

水取やこもりの僧の杵の音 芭蕉

正倉院

奈良市雜司町 大勸奈真驛より東約十九町

大佛殿の西側の道を三町ばかり北へ行つた所にある。孝謙天皇より 聖武天皇七七の忌辰に當り御冥福を祈らせ給はんだため大佛に献納せられた御物を藏むるため造らせ給へる倉であつて、三稜の大材を疊んで四隅を井樓の様に合せた所謂校倉である。三倉に別れ全部勅封であつて、其の藏する御物は文書、文具、樂器、佛具等品種類る多く世界無比の寶庫として天平さながらの姿に於て傳へられてゐるのは、全く我が皇室の御稜威によるもので洵に有難き極みである。

一般に拜觀は許されないが、只毎年秋曝涼の際に有資格者に限つて拜觀を許される。

北山十八間戸

奈良市川上町
大軌奈良驛より東北約二十五町

釋忍性が癩者救濟の爲、初め奈良般若寺町の東北、北山の地に宿舎を設けたが、永祿十年八月焼失後寛文年中今の地に移して當初の遺風を繼承し、間數十八、別に佛間を附す、前庭に二個の古井戸あり、毎間一戸口を開き、引戸に北山十八間戸を刻してあるも、遺構は今僅かに五戸を存してゐるのみである。救濟事業の遺趾として著名なものである。

春日奥山周遊

大軌奈良驛より周遊自動車の便あり一周約五十分

奈良公園の自然美は春日奥山周遊によつて始めて其の眞髓を發揮する。沿道には新薬師寺、瀧坂妙見宮、石佛、春日原始林、鶯の瀧、七本杉、月日の磐の名勝舊蹟多く一周行程約三里、植物學、生物學、考古學上の絶好の資料が隨所に轉つてゐる。

月ヶ瀬 梅溪

添上郡月瀬村
關西本線伊賀上野驛下車西南三里半 自動車の便あり

月ヶ瀬は天下の梅花郷である。

文政年中に津藩の儒者齋藤拙堂が「梅溪遊記」を著してから其の名天下に轟いたので、頼山陽、芭蕉など多くの文人墨客が來遊した事が多い。

梅の盛りは三月いっぱい、其の芳香が大和、伊賀山城の三國に漂ふと形容せられる位で、五月川の清流岩をかみ、三國岳の雄姿を雲烟の間に遠望する尾山の大觀、月ヶ瀬橋を隔て、展開する天神山の眺め等天下の一大美觀である、大正十一年名勝地として指定された。

春もやゝけしきとふ月と梅 芭蕉

平城宮址

生駒郡跡村大字佐紀 大軌西大寺驛より東約十町



月ヶ瀬梅溪尾山一景

和銅三年元明天皇の奠都以來七十餘年間大内裏のあつた所で、其の當時は九條の大路があつて左右兩京に分ち正面に内裏があり、左右に朝堂院があつて官衙其の他の建築物が之を圍繞し如何に其の規模の雄大、結構の壯麗であつたことは方々に残つてゐる土壇又は古瓦、礎石等の出土状況によつて推測し得られる。

西 大 寺

生駒郡伏見村大字西大寺 大軌西大寺驛より南一町

眞言律宗の本山にして南都七大寺の一つである、天平神護元年 孝謙天皇の勅願に成り僧常騰の開基である。

創立當時は東大寺と相對し、南都の二巨刹であつたが屢々の火災に罹つて衰頽し、今は多數の國寶はあるが建築物には毫も往古の佛を偲ぶものはない。

唐 招 提 寺

生駒郡都跡村大字五條 大軌西ノ京驛より北約二町

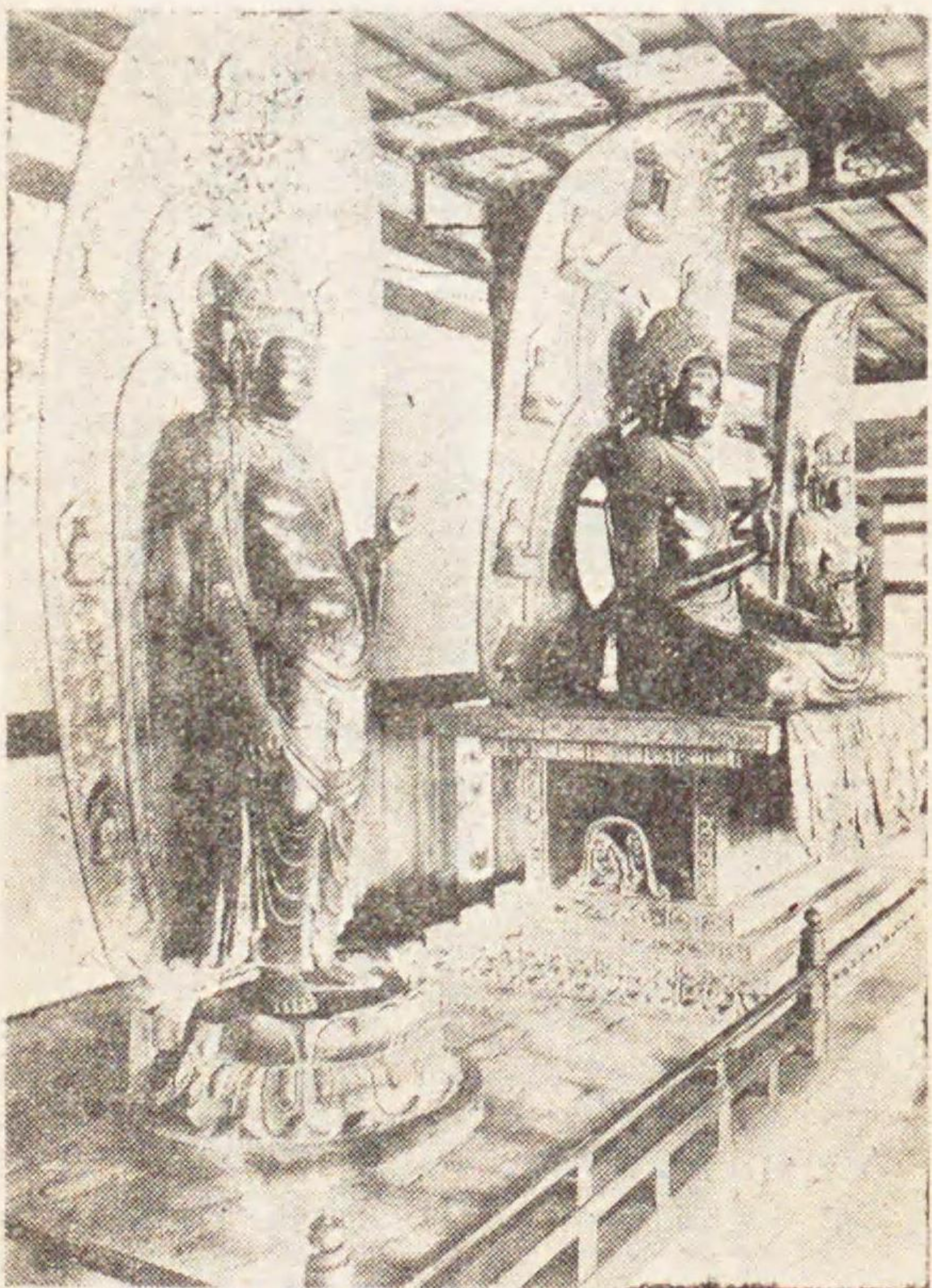
律宗總本山にして、西大寺衰微の後、南都七大寺の一に數へらる。聖武、孝謙兩天皇の勅願により今より千百八十餘年前の天平勝字年中に唐僧の鑑真和尚の創立に係るものである。

金堂には本尊毘盧舍那佛を始め藥師如來、千手觀音等を安置し、何れも天平時代の佛像で一種獨特の技風を有し世に唐招提寺派とも稱せらるゝ立派なものである、殊に金堂は現存する奈良朝の建築物中完全で、優麗なことは日本一で、其の他國寶建造物、國寶寶物等多數を有してゐる。

藥 師 寺

生駒郡都跡村大字西ノ京 大軌西ノ京よりすぐ

南都七大寺の一つで唐招提寺よりも古く今は法相宗



藥 師 三 尊 (藥師寺金堂)

三大本山の一つである。(他は法隆寺、興福寺)白鳳八年の創立にして、祖蓮法師の開基である。

天武天皇、皇后不豫の祈願の爲に元は省線畝傍驛の東南木殿に創建せられたのであつたが、奈良朝の初め元正天皇の養老二年に此處に移築せられたのである。古は伽藍、其の他の規模廣大であつたが、回祿兵燹に依り衰頹し、創立當時の建物は三重塔あるのみであるが、本尊の薬師如來を始め多數の國寶建造物、國寶寶物等現存し世に著名である、特に此寺の三重塔(各層に裳階がある)ので昔から六重塔と謂はれた)及薬師三尊は白鳳藝術の粹である。

郡山 犬伏城址

生駒郡郡山町 大軌郡山驛より北約三町

天文、永祿の頃小田切春政初めてこゝに城を築きし後幾多の變遷あり、享保九年柳澤吉里城主となり十五萬石餘を領し、爾來世襲して明治維新に至つた
現今城址には櫻樹多く、陽春の候は人、山を築き又附近には金魚養殖盛んにして郡山金魚の名を輝かしてゐる。

菜の花の中に城あり郡山 其 角

法 隆 寺

生駒郡法隆寺村大字法隆寺 省線法隆寺驛より北約十二町自動車便あり 奈良から乗合自動車の便あり

この寺は法相宗の三本山の一つで、又南都七大寺の一つである。

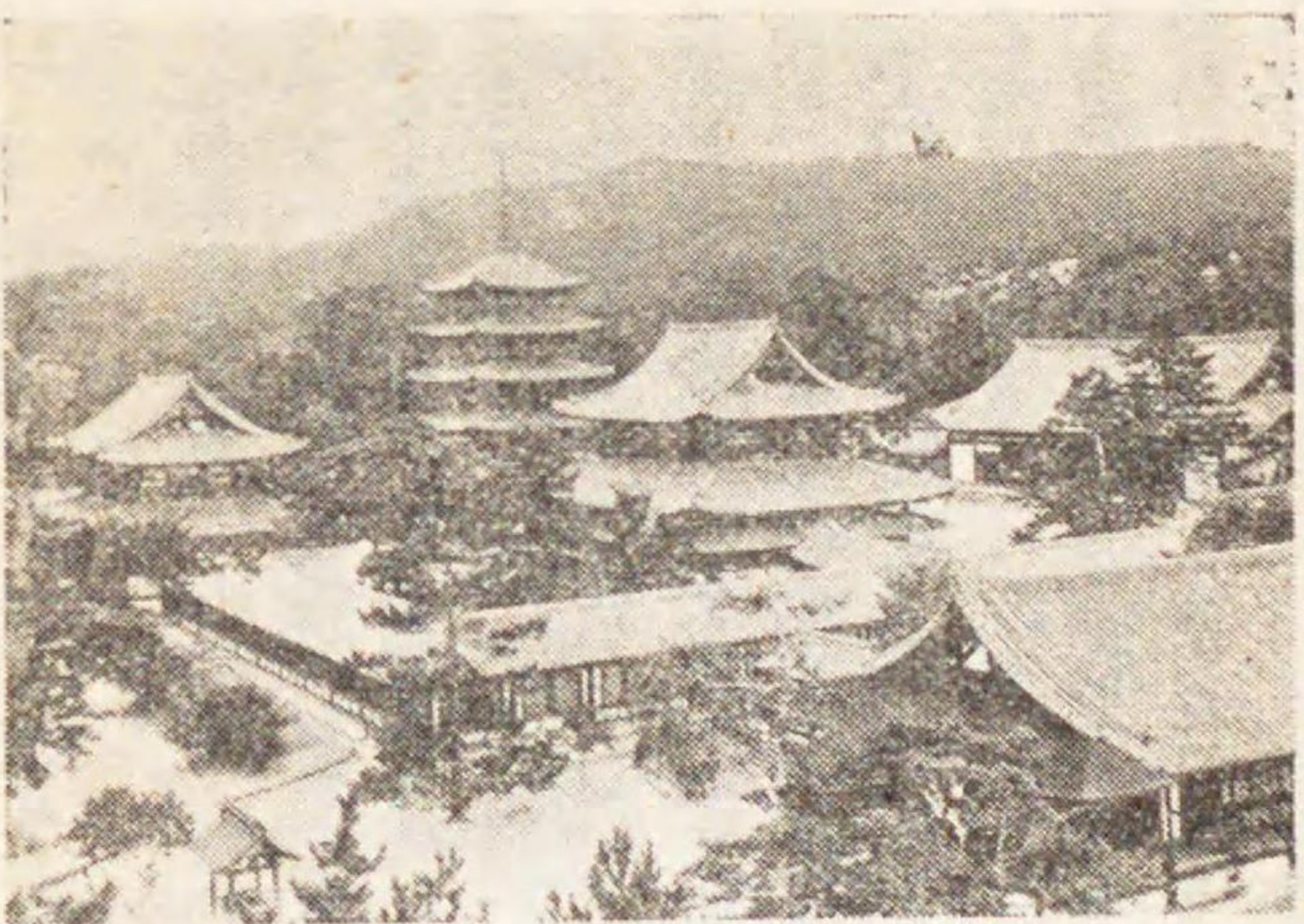
今を去る千三百三十有餘年の昔、用明天皇の歡慮に副はんが爲、聖徳太子の創立せられた大伽藍で千古の名刹として其の名が高い。

建築及佛像等は飛鳥時代より足利に至る迄各時代の粹を集め、國寶建造物二十數棟を有し佛像其の他の國寶寶物はおびたゞしい。

現在の寺域は東西三百六十六間、南北最長百六十六間、總坪數二萬三千七百九十二坪である。西院、東院に分れ、法隆寺の再建、非再建論は世に知られてゐる。

〔中門〕 これは法隆寺創建の遺構の一つで、左右をめぐつてゐる廻廊と共に注意して觀るべき建造物に屬する。

〔金堂〕 五間四面で入母屋の二重屋根で、後に加へた袴(裳階)が付いてゐる、この建造物も創建以來數次の修理に依り或る程度の改修をうけたが、幸ひにも大變改なくして今日に及んだ内陣の本尊薬師如來を始め數十の佛像は何れも珍品で、又壁の内面の有名な壁畫を始め、橘夫



人の念持佛厨子及玉蟲の厨子等がある。

〔五重塔〕 創建當時のもので、高さ二十五間、二重石基壇の上に立つてゐることが珍らしく九輪に鎌の懸つてゐるのが俗に名高い、初層内部は四圍一間通りを外陣とし、四天柱内(内陣)一杯に須彌山を築き、其の四面に塑造群像を以て東に維摩と文球との議論の所、南は彌勒、西は釋迦を火葬した後の様、北は涅槃像がある。

〔夢殿〕 聖德太子が斑鳩宮の前に一殿を建立し三昧定に入る道場とせられたといふのが夢殿である、天平時代の建立に數度の修理を加へられてゐる八葉の蓮華に擬した八角造で、本尊木彫金色救世觀音像(祕佛)が安置されてゐる。

拜觀料は西院中門内は二錢、金堂は二十五錢(但し壁畫拜觀期間中は五十錢)寶藏二十五錢、東院加蓋全部は三十錢(但し夢殿開扉期間中は五十錢)學生團體には割引がある。又金堂壁畫並夢殿祕佛本尊特別拜觀期は、春(自四月一日至五月十五日)

秋(自十月二十二日至十一月二十日)である。

尙附近には由緒深い尼寺である中宮寺を始め法輪寺、法起寺がある。

官幣大社廣瀨神社

北葛城郡河合村大字川合 省線法隆寺驛より約十五町

祭神は和加宇賀能賣命、創立は 崇神天皇五年、例祭は四月四日で特殊祭としては毎年八月二十一日の大忌祭、二月十二日に御田植祭を行ふ。主神は一名保食神にして衣食住を守護し給ふ故に近郷農民の五穀豊穰の祈願に參拜するものが多い。

官幣大社龍田神社

生駒郡龍田町 省線王寺驛より西約十八町

天御柱命(志那都比古神)國御柱命(志那都比賣神)をまつる、風の神である。日本書記に 天武天皇五年四月四日龍田の風神を祭る記事がある。農業の守護神として尊崇せらる。例祭は毎年四月四日で又特殊祭典としては毎年六月二十八日より七日間風鎮祭を行ふ。

龍田川

生駒郡龍田町 省線法隆寺驛より西約二十五町

川は龍田町の西端にあつて、龍田橋畔上下數町の間楓樹が多く自然の山水と相俟つて景色が

よい。紅葉頃には杖を曳くものが多い。附近には三室山、磐瀬森、毛無岡等あり何れも歌の名所である。

但し古歌の龍田川はこの地でなく下流十數町西に流れる今の和川のことである。

千早振神代も聞かず龍田川から紅に水くゞるとは (業平)

嵐吹く三室の山の紅葉葉は龍田の川の錦なりけり (能因法師)

寶山寺

生駒郡生駒町大字栗畑 大軌生駒驛より約八町 ケーブルの便あり

生駒山の中腹にあつて眞言律宗、西大寺末である。今より二百五十餘年前の延寶六年に寶山和尚(淇海)の創始、本堂は元祿年間の建立、不動明王を本尊とする。

本堂脇にある聖天堂に安置してある歡喜天は現世開運の佛様として信仰あつく、參詣者が頗る多い、尙海拔六百四十二米の生駒山上は眺望はとても佳く大軌電車の會社が遊園地として諸種の設備を施してゐる。

朝護孫子寺

生駒郡平群村大字信貴畑 省線王寺驛にて電車に連絡ケーブルの便あり

信貴山の中腹にあり世に信貴山の毘沙門天で通つてゐる、眞言宗高野派末で本尊は毘沙門天で

聖德太子守屋征討の後、創立し給ふと傳ふ。

楠正成は幼名を多聞丸と稱へたのは寺の本尊の申し子であつたからで、正成一生を通じて本尊に對する信心が特に篤かつた。

寅の日と一日、十五日を終日として四季を通じて參詣者が多い、國寶に有名な信貴山縁起繪卷がある。

唐古池

磯城郡川東村大字唐古 大軌石見驛より東北約十八町

本年一月國道十五號線用として池底の土砂採取中多數の土器、石器、木器、獸骨器、竹器及獸骨、植物種子等の遺物と共に上古に於ける住居と、倉庫用堅穴の密集せるを發見し金石併用期に於ける聚落址と斷定、我國文化史上重要な地位を占むるに至つた。

官幣大社石上神宮

山邊郡丹波市町大字布留 大軌天理驛より東約十八町

祭神は神武天皇大和乎定に大功のあつた布都御魂大神「布都魂神劍」である。崇神天皇の朝の創建、例祭は九月十五日、特殊祭典としては毎年六月晦日神劍渡御式、十月十五日神輿渡御祭及新祭嘗前日舊儀に依る鎮魂祭等がある。

拜殿、樓門等の國寶建造物を始め嚴瓮、古鏡、武器等の優秀なものが少くない。

天理教本部

山邊郡丹波市町大字三島 大軌天理驛より東約七町

天理教祖を祭る所て神殿、祖靈殿、教祖殿等宏大な建物が薨をならべてゐる。

教祖は俗名中山みき女と呼び山邊郡丹波市町の人。天保九年にこの教義を主唱し、同二十五年に逝去したので毎月二十六日を例祭日としてゐる。

明治四十一年獨立の一宗となり今や信徒の數は四百萬に達すといふ。

官幣大社大和神社

山邊郡朝和村新泉 省線名橋驛より東約五町

祭神は八千矛神、大國魂神、御歳神にして、前二神は國土經營に大功績のあつた神で、御歳神は五穀守護の神である。崇神天皇の御代の創立て古より特に武將の崇敬が深かつた。

例祭は四月一日、特殊の祭典としては例祭の後、神幸祭を行ひ古式の神輿渡御の儀がある、俗に之をチヤン／＼祭と稱してゐる。

官幣大社大神神社(三輪明神)

磯城郡三輪町大字三輪 省線三輪驛より東約三町

祭神は大物主神オホモリノカミ、大己貴命オホニギハヒノミコの和魂、即ち文徳を神としたものである。我國最初の神社として其

の神靈鎮座の年代は紀元前においてゐる。三輪山を御神體と崇め奉り別に神殿がない、境内は史蹟名勝に富み和歌等に詠せられたるものが多い。例祭は四月九日、毎年元旦丑の刻に行ふ繞道祭ニヨウドウは廣く世に知られてゐる。

三輪明神の一の鳥居の近くに「三輪の茶屋跡」看板をかけた廢屋がある、大阪淡路町の飛脚龜屋忠兵衛と新町梅川の懸模樓、ならのはたこや三輪の茶屋二十日あまりに四十兩使ひ果して二分残つた舊蹟として面白い。

長谷寺

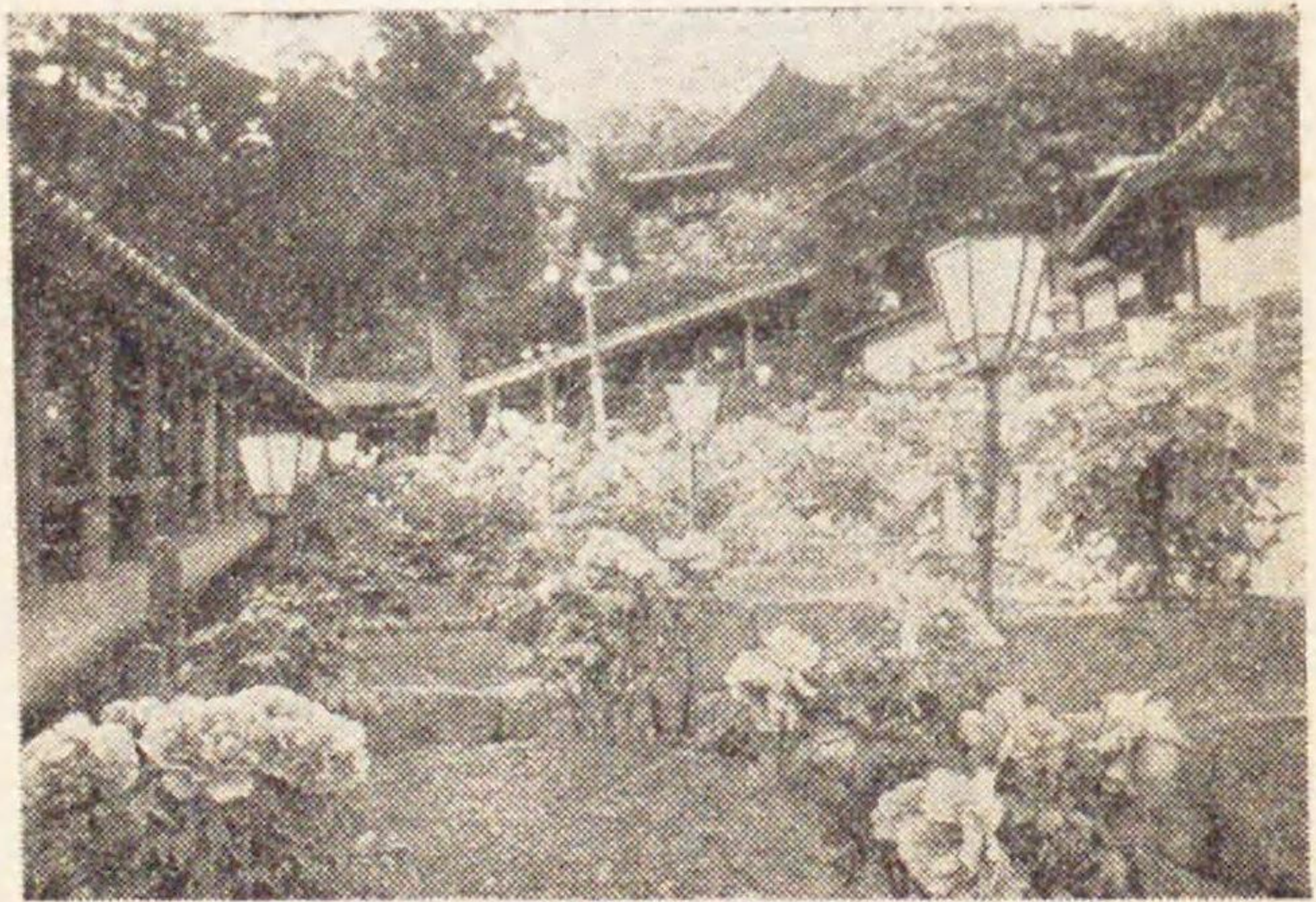
磯城郡初瀬町大字初瀬 參急長谷寺驛より北五町

新義真言宗豊山派の本山で、西國三十三ヶ所第八番の札所本尊は十一面觀世音菩薩で世の信仰が深い。

いくたびも參る心は初瀬寺

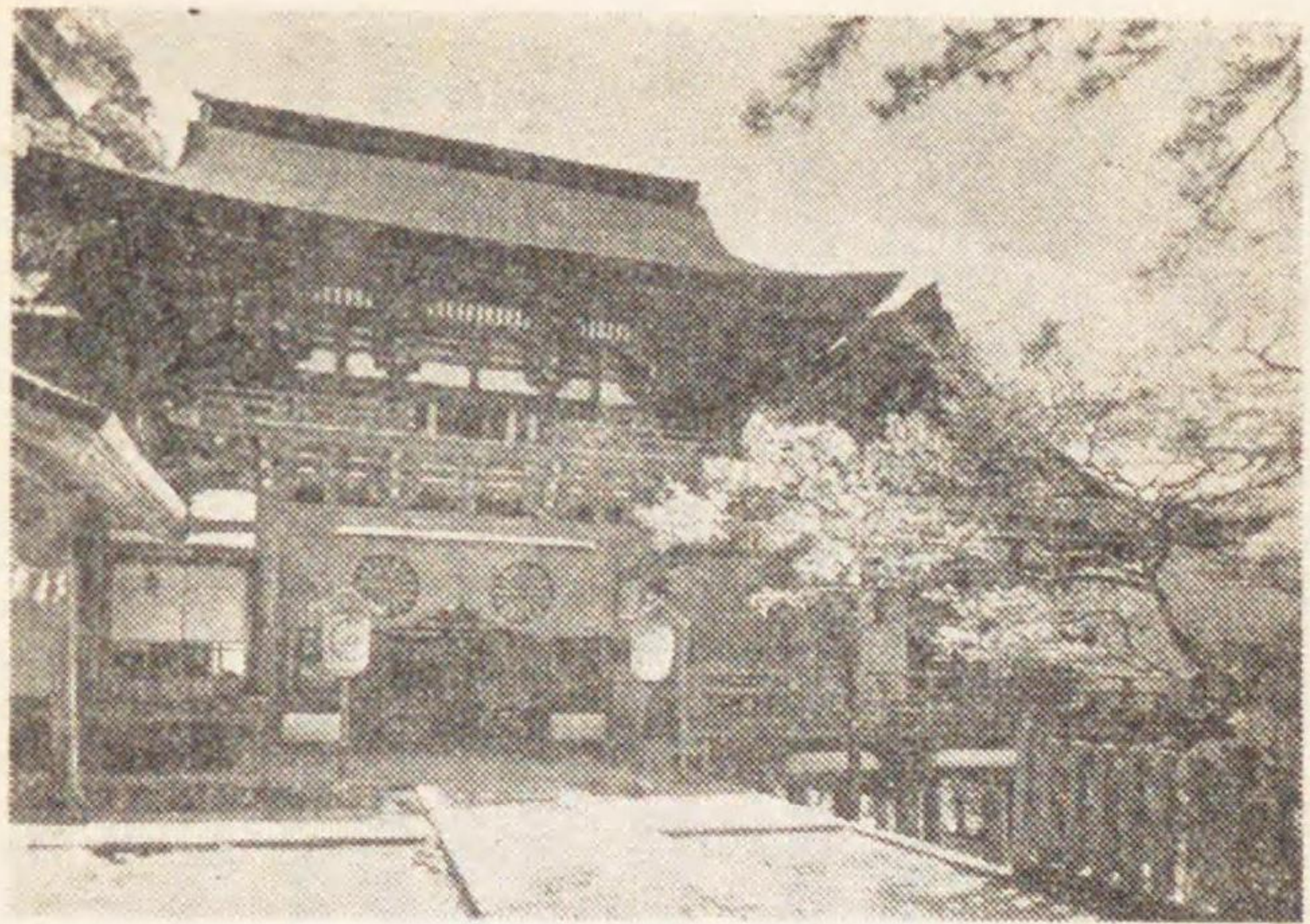
山も誓もふかきたに川

奈良朝以前、四十代 天武天皇の御願て道明上人の開いたのが始まりである。廻廊の左右には牡丹が植えてあるので



長谷寺の牡丹

花期には花見客が多い。



別格官幣社談山神社

磯城郡多武峰村大字多武峰 省線櫻井驛より東南約五十町 乗合自動車の便あり

祭神は大織冠藤原鎌足公、白鳳七年の創立にして例祭は十一月十七日、特殊祭典としては四月十五、六日春祭を行ひ古式による神幸の儀がある。

古來より皇室の御崇敬厚く境内は風光明媚にして特に紅葉の名稱地として知られ、社殿莊麗俗に關西の日光といはれてゐる。又後の御破裂山は談所が森といつて 天智天皇が鎌足公と入鹿誅伐の相談をされた所と傳へられてゐる。十三重塔を始め國寶建造物並國寶寶物が多い。

安倍の文珠院

磯城郡安倍村大字安倍 省線櫻井驛より西南約二十町

寺の名は崇敬寺ともいふ。眞言宗に屬し、本尊は獅子に

騎つた文珠菩薩の大像で、昔から丹後の切戸キレトと羽前永井のと併せて日本三文珠といはれてゐる。創立は大化年中である、此の邊には古墳が多い。

室生寺

宇陀郡室生村大字室生 參急室生口大野驛より西南約五十町 乗合自動車の便あり

寺は弘法大師の創立と稱し新義眞言宗豊山派、本尊は如意輪觀世音菩薩、俗に「女人高野」で知られてゐる。

金堂、五重塔を始め國寶建造物、國寶寶物が多數現存してゐるが特に弘仁期(平安朝)を代表する建築、彫刻、繪畫、三拍子茲に揃つて保存されてゐる點は古美術研究上見逃してはならない所である。

大和三山

畝傍山

高市郡畝傍町 大軌樫原神宮前驛より西北五町

耳成山

磯城郡耳成村 大軌耳成驛より西北四町

天香久山

磯城郡香久山村 大軌耳成驛より南二十町

畝傍、耳成及天香久山を古來大和の三山と稱し、大和平野の南部に鼎立して何れも似寄りのよい恰好をしてゐる。畝傍山は高さ百九十米、耳成山は百三十八米、天香久山は百四十七米あり三山の附近は飛鳥時代の史蹟に富んでゐる、又耳成山は明治四十一年陸軍特別大演習がこの地に行はれた時、明治天皇の御野立所と定められた。

藤原宮址傳説地

高市郡鴨公村大字高殿 大軌八木(西口)驛より東南約十八町

持統、文武、元明三天皇三代十七年間の皇居として、又我國最古の支那式都城として、國史上最も重要な地位を占むる此の尊ぶべき藤原宮も何時しか其の遺址は不明となり、未だ定説を得るに至らざるを遺憾とし、日本古文化研究所に於て「高市郡鴨公村大字高殿」を同宮址傳説地として最も有力なるものと認め、昭和九年十二月より發掘を開始し、既に宮殿址と推測せらるゝ遺址を發見し得たが、今後更に調査を繼續し藤原宮址としての證明を得れば至上の幸福である。

官幣大社橿原神宮

高市郡畝傍町大字畝傍 大軌橿原神宮前驛より直ぐ

此の地は皇祖 神武天皇^{シタツイハネ}底磐根に宮柱太く立て、天地と共に動きなき高御座につかせ給ひし靈

地であつて、神武天皇と其の皇后五十鈴媛命をお祭りしてある。

明治二十三年の創建にして、二月十一日の例祭には勅使が參向せらる、本殿、拜殿は國寶建造物である。清淨の白砂を踏み廣大なる境域を通つて、神殿近く額きて皇恩を建國の遠きに、する時、誰か聖代の餘澤に感激の涙なきものがあらう。

來る昭和十五年は、恰も紀元二千六百年を迎ふるを以て、舉縣一致、種々紀念事業の準備計畫に遺憾なきを期してゐることは、本文記載の通であるが、目下神域の擴張を爲すと共に、神殿の御造營を執り行はせられてゐる。

神武天皇畝傍山東北陵

高市郡畝傍町大字洞 大軌神武御陵前驛より約西二町

陵域周圍四百七十間、田圃の平地にあつて南向、二重壕を繞らし綠樹鬱蒼として頗る壯大森嚴な御陵である。

襟を正して陵前に額つき肇國の昔をしのび千古に輝く御聖徳を仰ぎ奉るとき、誰か皇室の尊嚴を深く感じないものがあらう。益々無比の國體を思ひ、生を皇國に享けた喜びを感謝せずには居られない。

岡 寺

高市郡高市村大字岡 大軌岡寺驛より東約二十町

新義真言宗豊山派に屬し、西國三十三所第七番の札所であるから賽者多く信仰が厚い。寺は天智天皇二年の創立で本尊は如意輪觀音菩薩で本尊の胎内佛と共に國寶寶物となつてゐる。

橘 寺

高市郡高市村大字橘 大軌岡寺驛より東約十町

この寺は近世の再建で天台宗延曆寺末である。金堂には聖德太子像を安置してある。此の地は聖德太子の御降誕所と稱へ、推古天皇の御前で太子が「勝臺經」を講せられたとき、天から此の地に蓮花が降つて花瓣の大き三尺、地上三四寸に積つたといふ奇瑞があつたので此處に伽藍を造られたのが創始であるといはれてゐる。

金堂の南側に二面石といつて笑哭の顔を表裏に刻んだ石がある。堂の前の南側に畝割塚がある。方六間の敷石で太子が段別を定められた時の目安の一畝だといふ。北側に墨染の櫻、あ字の池三光石などがあり庫裡の扉の内に橘形石焼籠があつて名品である。

石舞臺古墳

高市郡高市村大字島之庄 大軌岡寺驛より東約一里 乗合自動車の便あり

巨石を以て築造した古墳の最宏壯のもので壯大な規模には必ず驚異の眼を瞠らしめる、蘇我の

馬子の家は飛鳥川の傍にあつて庭中に小池をほり小島を池中に築いたので時の人、島の大匠と言ふたと、馬子は推古天皇三十四年五月死し、椋原墓に葬つたと云ふのであるがこゝは島之庄であるから蘇我馬子の墓ではないかと云はれてゐる。

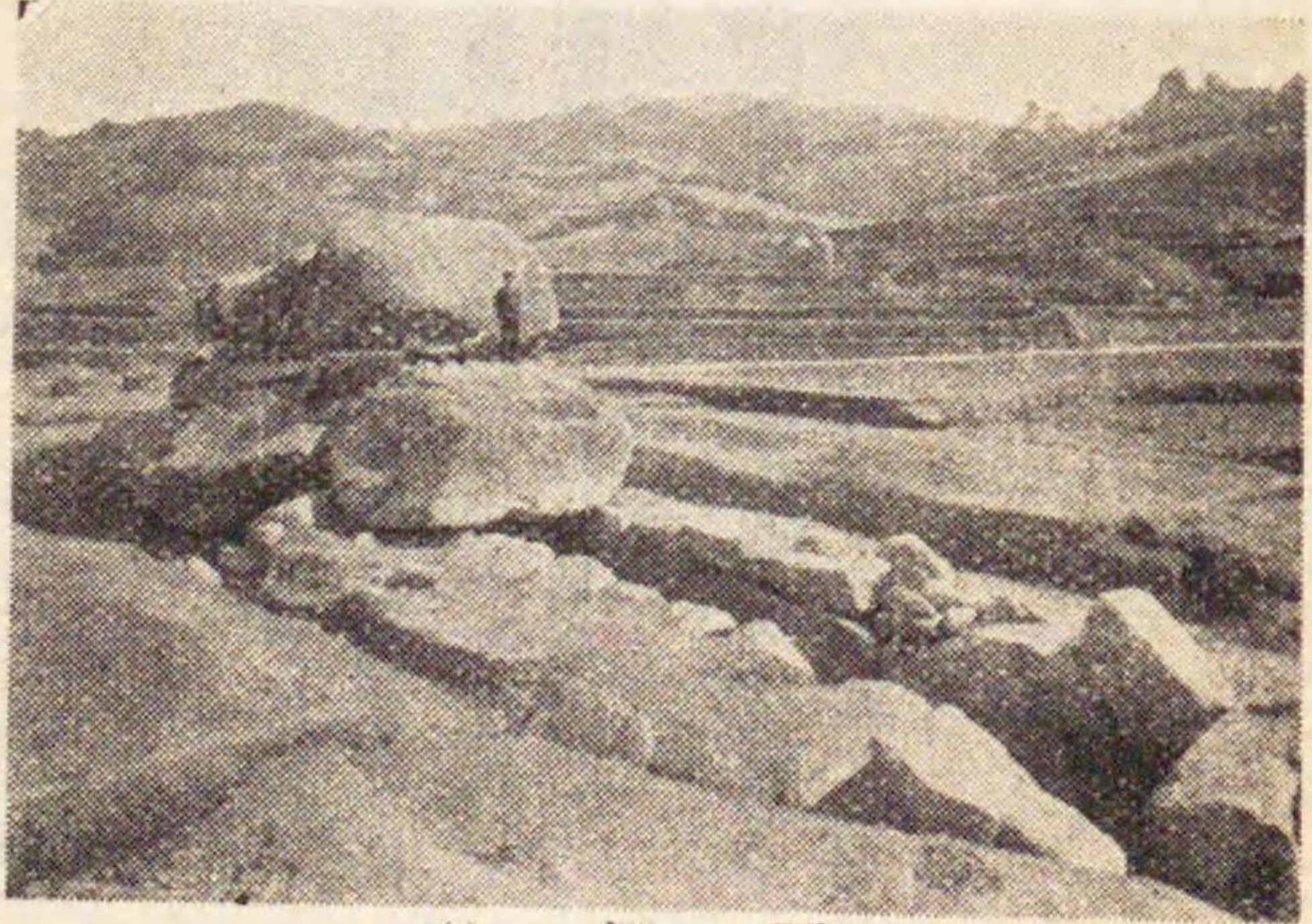
この事は今なほ執慮を要するがこの石舞臺古墳が我上代文化を顯現する偉大な建造物の一つとして各種の視角より検討されてゐる。

壺坂寺

高市郡高取町大字壺坂 大軌壺坂山驛より東南三十町 乗合自動車の便あり

正しい寺號は南法華寺であるが、地名をとつて壺坂寺と言ひ慣はしてゐる。

開基に就ては種々異説あるも奈良朝以前大寶三年に僧道基が創立したといふのが妥當らしい、新義真言宗豊山派末で



石舞臺

本尊は千手観音菩薩、西國三十三ヶ所第六番の札所の主として、眼病に就いては特に靈驗いやちこで「壺坂靈驗記」の澤市、お里もこの観音さまの靈驗をたゝえたものである。

當麻寺

北葛城郡當麻村大寺當麻 大鐵當麻驛より西約四町

元河内の山田郷にあつたのを白鳳十年聖德太子の弟麻呂皇子の孫である當麻の國見がこゝに移築したので奈良朝以前の創立である、眞言、淨土の兩宗で、一般には中將姫の藕絲茶羅で名高いが建築や佛像の上でも特に重んぜられる、特に東西兩塔が揃つてゐるのは日本中でこの寺だけで而も奈良朝時代建立のまゝである。

毎年五月十四日はおねり(練供養)で、曼荼羅堂から二十五菩薩が、娑婆堂に來迎して中將姫を救つて往く有様を演ずる。近年寺では熱心に牡丹の栽培を行ひ石光寺の牡丹とその華麗を競つてゐる。

金剛山

南葛城郡

大和平野の西南、大和と河内の間に高く聳ゆるは葛城山脈中の最高峰金剛山である。高さは千二百十二米、葛城、金剛は同山異名と云ふが、峯が二つあるので北を葛城、南を金剛と云ふこ

の山脈は役の行者最初の修業地として、又楠公精忠の史蹟として餘りにも有名である。登山コースは左の通である。

省線北宇智驛——山頂——千早——觀心寺——大鐵又は南海長野へ(省線御所又は吉野口驛からも登れる)

榮山寺

宇智郡宇智村大字小島 省線五條驛より約二十町

眞言宗護國寺末、本尊は薬師如來、養老三年藤原武智磨の建立する所である。

天正年中八角堂を除き悉く焼失し、今のは元和二年の再建である、しかし八角堂、七重石塔は何れも奈良朝時代の遺物にして其の他國寶中、小野道風の銘文ある銅鐘は世に有名である。

官幣大社吉野神宮

吉野郡吉野町大字吉野山 大勅吉野神宮前驛より約五町

祭神は 後醍醐天皇 創立は明治二十二年、初め吉野宮と稱し後(大正七年)神宮號に御改稱仰出された。例祭は九月二十七日にして、攝社には建武中興前後の功臣七人を祭つてある。

吉野山

吉野郡吉野町 大勅吉野驛下車 架空ケーブルの便あり

吉野山は今から凡そ千二百年前、役の行者が開いた山で、殊に南朝四代五十餘年の史蹟と、千

本櫻とを以つてその名、天下に知られてゐる。

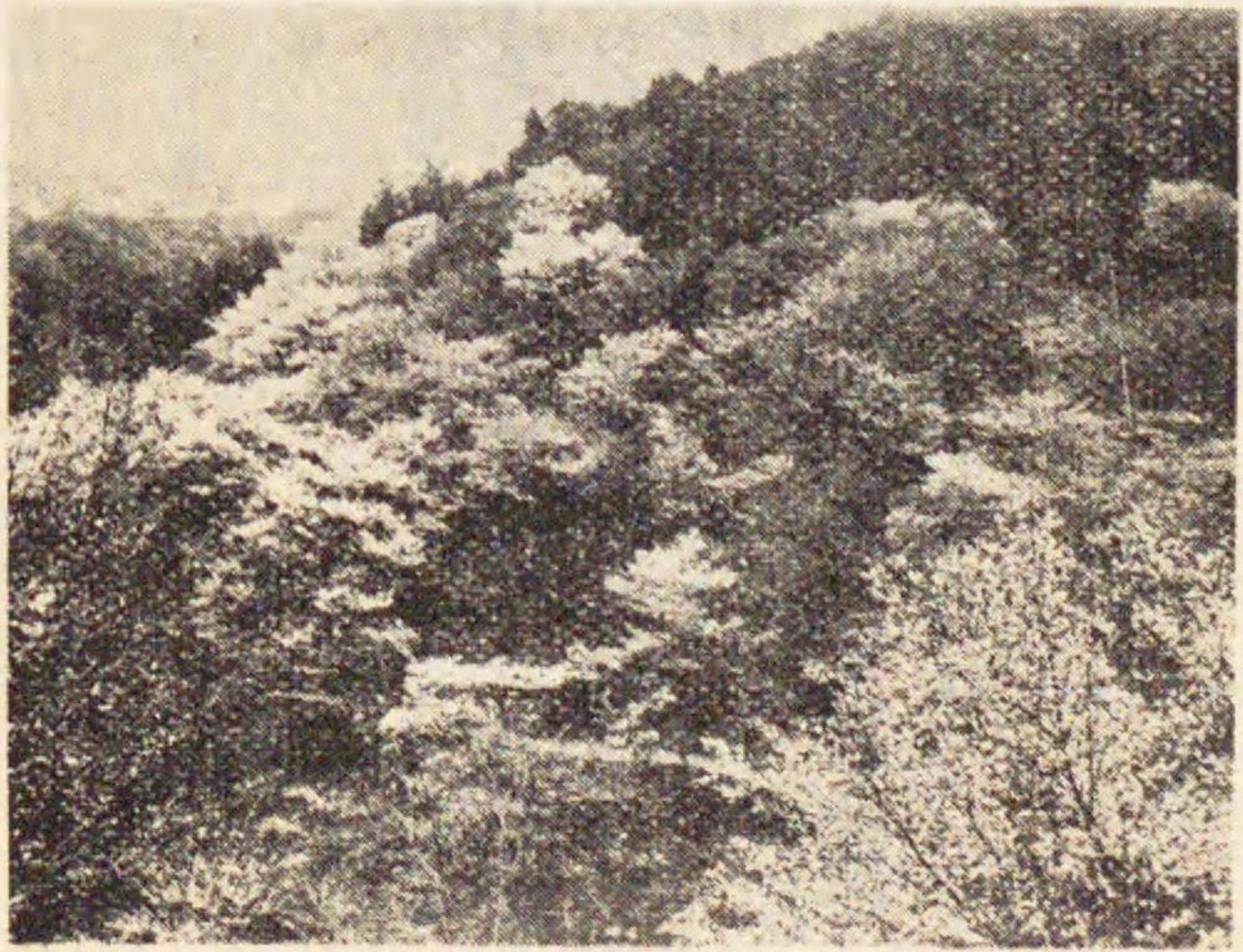
山内には、後醍醐天皇を御祭神とする官幣大社吉野神宮、吉野皇居跡、後醍醐天皇塔尾陵、金峰山寺（本堂藏王堂）吉水神社、如意輪寺、南朝の忠臣村上義光、同義隆父子の墳墓等名勝舊蹟多く、又史蹟名勝地として指定せられた吉野公園は面積約二十町歩餘、風光明媚にして全山櫻樹を以て蔽はれてゐる、下の千本、中の千本、上の千本、奥の千本とあつて花時は非常な賑である、又山麓を流れてゐる吉野川は水清く昔より櫻鮎が獲れるので知られてゐる。

これはく／＼とばかり花の吉野山（貞室）

歌よりも軍書に悲しよしの山（支考）

芳野山霞の奥は知らねども

見ゆる限りは櫻なりけり（知紀）



吉野山の櫻

官瀧遺蹟

吉野郡中莊村 大軌上市驛より東南
約一里二十町、乗合自動車の便あり

丘陵を負ひ吉野川に臨みて南面せる面積約十五町歩の台地にして、先史、原史歴史三時代に亘る文化の諸相を現示せる興味深き考古學的遺蹟にして、發掘作業に依つて多數の彌生式及縄文式土器、祝部土器、石器、古瓦等の遺物の出土と、東西約百五十尺、南北約百八十尺に及ぶ一見歴史時代の建築に關係を有する遺構とも思はれる人頭大の川石の扁平部を表面として用ひ、中には周圍に溝を伴ふ配置整然たる殘存石葺の状態を發見、應神天皇以後屢々行幸のあつた吉野離宮跡として近年有力視されてゐる。

官幣大社丹生川上神社

上社 吉野郡川上村大字迫 大軌上市驛より約四里自動車の便あり

中社 吉野郡小川村大字小 大軌上市驛より約三里自動車の便あり

下社 吉野郡丹生村大字大谷 大軌下市口驛より約三里自動車の便あり

祭神は上社が高靈神、中社が罔象女神、下社が閻魔神で何れも雨師神である。創立は三社共白鳳四年で例祭は上社が十月八日、中社が十月十六日、下社が六月一日である。

賀名生梅林

吉野郡賀名生村 省線五條驛より南約二里 自動車の便あり

梅林は北曾木山の麓より中腹に亘り約一萬本、花は淡紅色八重、三月上旬から咲き始める、梅

林の間には竹林や棕櫚、老杉等が點綴してゐるので却つて雅趣を増してゐる。

附近には賀名生皇居址、北畠親房の墓がある。

山上ヶ嶽 (大峰山)

吉野郡天川村

大峰山脈の北方に位する靈山で頂上には大峰山本堂があつて、開祖ミコト役の小角と、小角がこの山頂に於て感得した藏王權現とが祭つてある。



山上ヶ嶽の石岩美



大台ヶ原山

當山は修驗道極致の靈場として未だ女人禁制である、毎年開山期である五月八日より九月二十七日迄の間は兜巾篠懸に身を裝ひ法螺の音を山谷に木靈せしめつゝ、登る山伏姿の信者を初め、一般登山者の數は實に多數に上つてゐる。

山上ヶ嶽 登山のコースは次の通である。

(凡例) 〓 徒歩 〓 自動車

大軌吉野驛下車—吉野山—山上ヶ嶽—洞川—下市町—大軌下市口驛(又はこの逆行) 徒歩約九里自動車八里

大臺ヶ原山

吉野郡

大臺ヶ原山は大峯山脈の東方に位し大和、紀伊、伊勢の三國に跨り、千七百餘米の頂は概ね勾配の緩い傾斜面で、其の處々に可なり廣い平原がある。

眺望頗るよく山中奇勝に富み山上には大臺教會がある。

9740
29

昭和十二年八月一日 印刷
昭和十二年八月五日 發行

奈良縣

奈良縣廳内

發賣所 奈良縣統計協會

振替口座大阪六二九九二番

印刷者 奈良市橋本町

乾善兵衛

印刷所 奈良市橋本町

合名 奈良明新社

電話 二四六番
一五〇四番

昭和12.9.20
贈所編

大臺ヶ原登山コースは次の通りである。

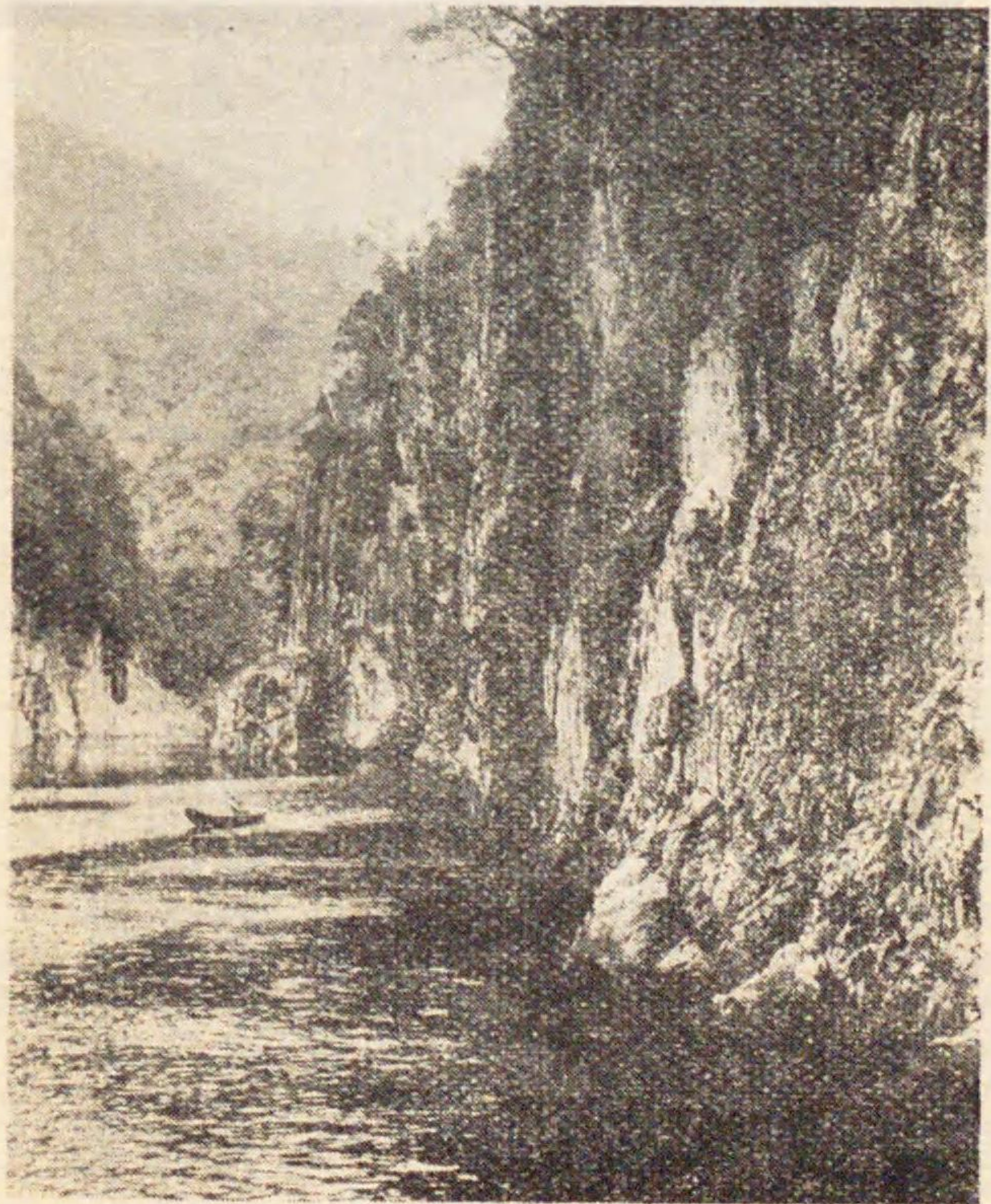
(凡例) 一 徒歩
二 自動車

大軌上市驛下車 新子 迫 柏木 入之波 大臺ヶ原山
自動車約十二里、徒歩約五里

澗 八 丁

吉野郡十津川村
省線五條驛より自動車
及プロペラー船の便有

北山川の下流紀伊との境を流れる邊り、多戸、玉置間の峽谷、兩岸は屏風を立てたやうな絶壁河水は碧潭をなして水面鏡の如く底石を數へることが出来る位、山水美の極致誠に名狀することが出来ない天下の名勝である。



澗 八 丁

